

第1章 都市の概況

1. 都市の現状

(1) 人口などの現状

1) 人口・世帯数

平成17年（国勢調査）の人口は52,516人で、昭和45年（13,183人）からの人口の推移をみると一貫した増加傾向にあり、この35年間で約39,000人も増えている。人口増加率は、昭和45～50年にかけて89.5%、昭和50～55年32.4%と高い率で推移し、昭和55年以降も概ね2ケタ台の増加率を示しているが、平成12年～17年は4.6%と伸び率が鈍化している。豊崎において新たな市街地が形成されるため、今後とも人口増加は続くものと考えられるが、全国的な人口動向を踏まえると緩やかな伸びとなるものと思われる。

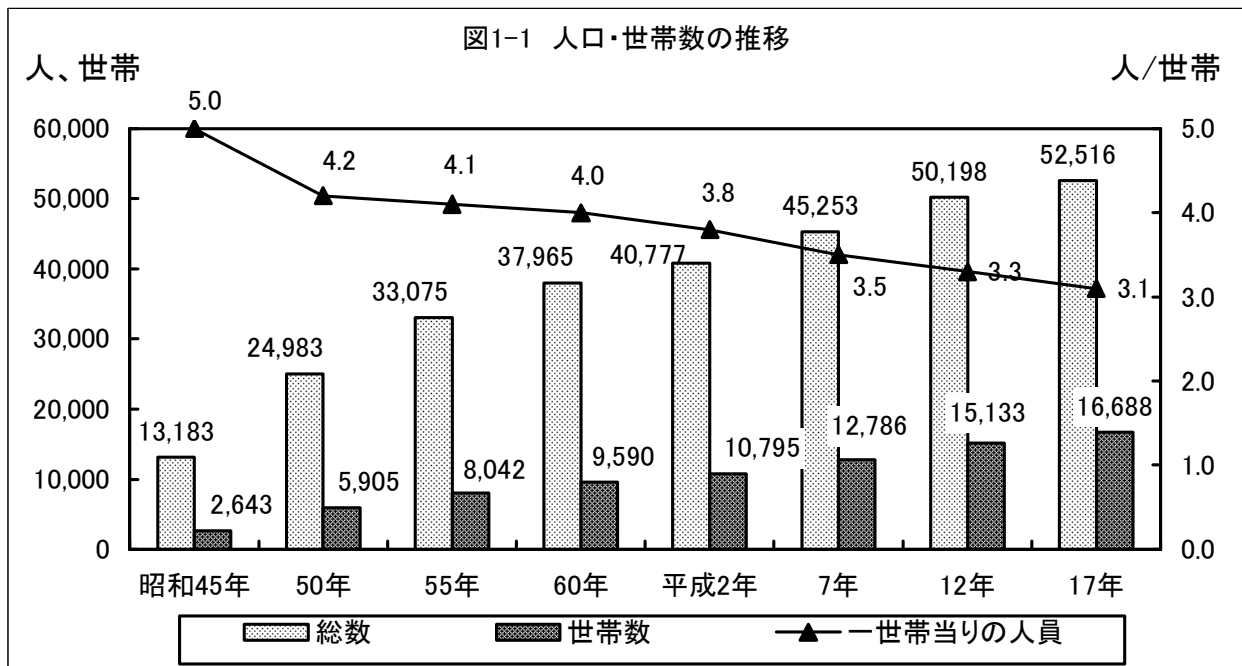
世帯数は、平成17年に16,688世帯で、人口と同様に昭和45年から増加しており、35年間で約6.3倍になっている。

一世帯当りの人員は、昭和45年の5.0人／世帯から平成17年には3.1人／世帯となり、単身世帯や核家族化など世帯の分化が進行している。

表1-1人口の推移

	人 口			人口 増加率	世帯数	一世帯当 りの人員
	総数	男	女			
昭和 45年	13,183	6,412	6,771	-	2,643	5.0
50年	24,983	12,415	12,568	89.5	5,905	4.2
55年	33,075	16,356	16,719	32.4	8,042	4.1
60年	37,965	18,796	19,169	14.8	9,590	4.0
平成 2年	40,777	19,928	20,849	7.4	10,795	3.8
7年	45,253	22,190	23,063	11.0	12,786	3.5
12年	50,198	24,492	25,706	10.9	15,133	3.3
17年	52,516	25,566	26,950	4.6	16,688	3.1

資料:国勢調査



2) 年齢別人口

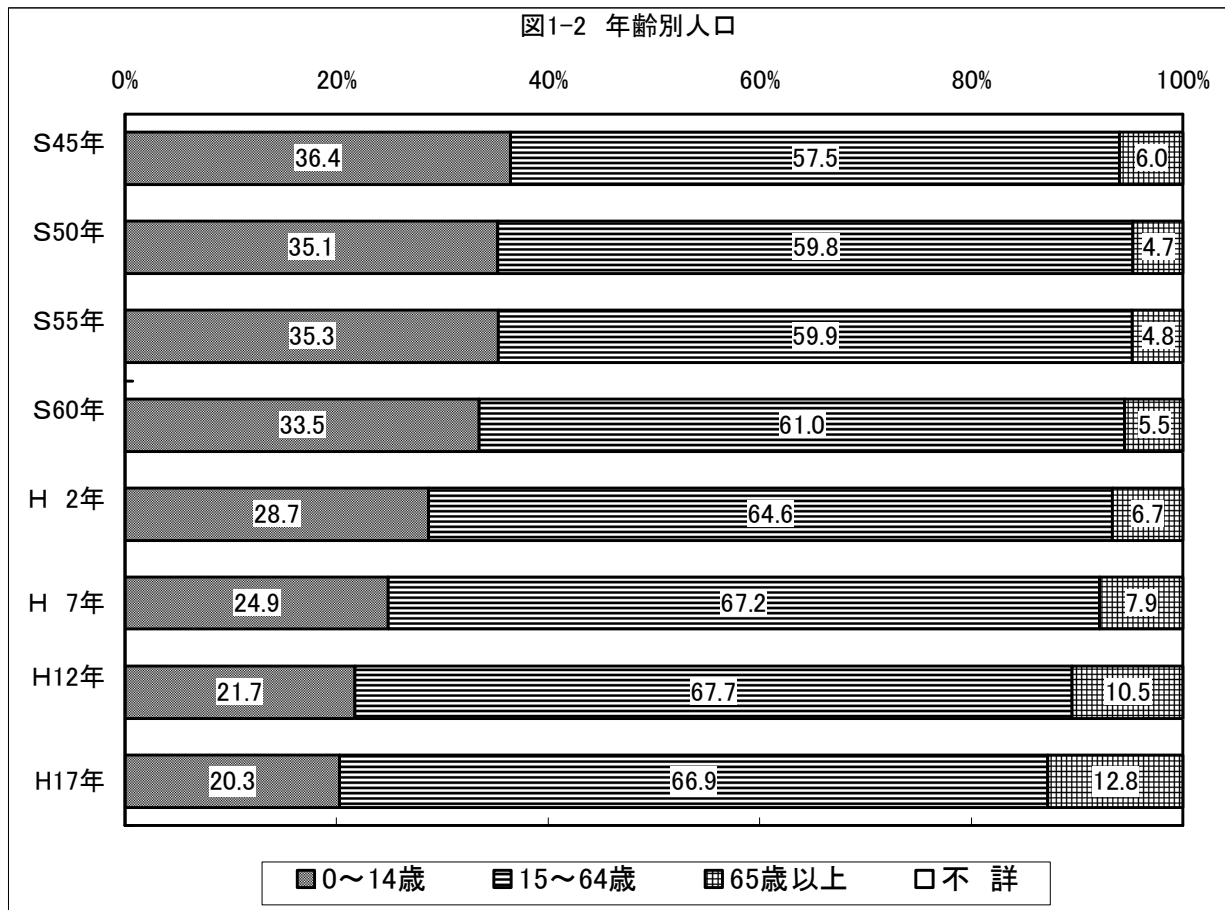
平成17年度の年齢別人口は、年少人口（0～14歳）が10,679人（20.3%）、生産人口（15～64歳）が35,133人（66.9%）、高齢人口（65歳以上）が6,704人（12.8%）となっている。県全体の年齢別構成比と比較すると、年少人口と生産者年齢人口が高く、高齢人口は低いなど、比較的若い人口構成となっている。

年齢別構成比の推移を見ると、年少人口は昭和50年～55年に増加するものの、昭和55年以降は減少しており、平成17年20.3%と、昭和45年から16.1ポイントも減っている。逆に高齢人口は、昭和50年4.7%から増加しており、平成17年には12.8%となるなど、少子高齢化が進行している。

表1-2 年齢別人口

	総数		0～14歳		15～64歳		65歳以上		不詳	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
昭和 45年	13,183	100.0	4,805	36.4	7,582	57.5	796	6.0	—	—
50年	24,983	100.0	8,759	35.1	14,928	59.8	1,181	4.7	115	0.5
55年	33,075	100.0	11,682	35.3	19,801	59.9	1,584	4.8	8	0.02
60年	37,965	100.0	12,707	33.5	23,170	61.0	2,088	5.5	—	—
平成 2年	40,777	100.0	11,712	28.7	26,334	64.6	2,729	6.7	2	0.005
7年	45,253	100.0	11,261	24.9	30,419	67.2	3,573	7.9	—	—
12年	50,198	100.0	10,910	21.7	33,985	67.7	5,262	10.5	41	0.08
17年	52,516	100.0	10,679	20.3	35,133	66.9	6,704	12.8	—	—
沖縄県	1,361,594	100.0	254,203	18.7	888,046	65.2	218,897	16.1	448	0.0329

資料:国勢調査



3) 人口動態

人口は着実に増加しているが、自然増減や社会増減の人口動態別にみると、出生数は昭和60年度から平成17年にかけて600~700代前後で推移し、死亡者数は昭和60年度の112人から平成17年度には260人と約2倍近くになっている。しかし、出生数が死亡者数を大きく上回っており、500人前後で安定した自然増の状況にある。社会動態をみると、転入者数は3,000~4,000人、転出者数は3,000~3,500人とほぼ同程度で推移している。平成7年度までは社会増であったが、平成12年度は社会減になっている。

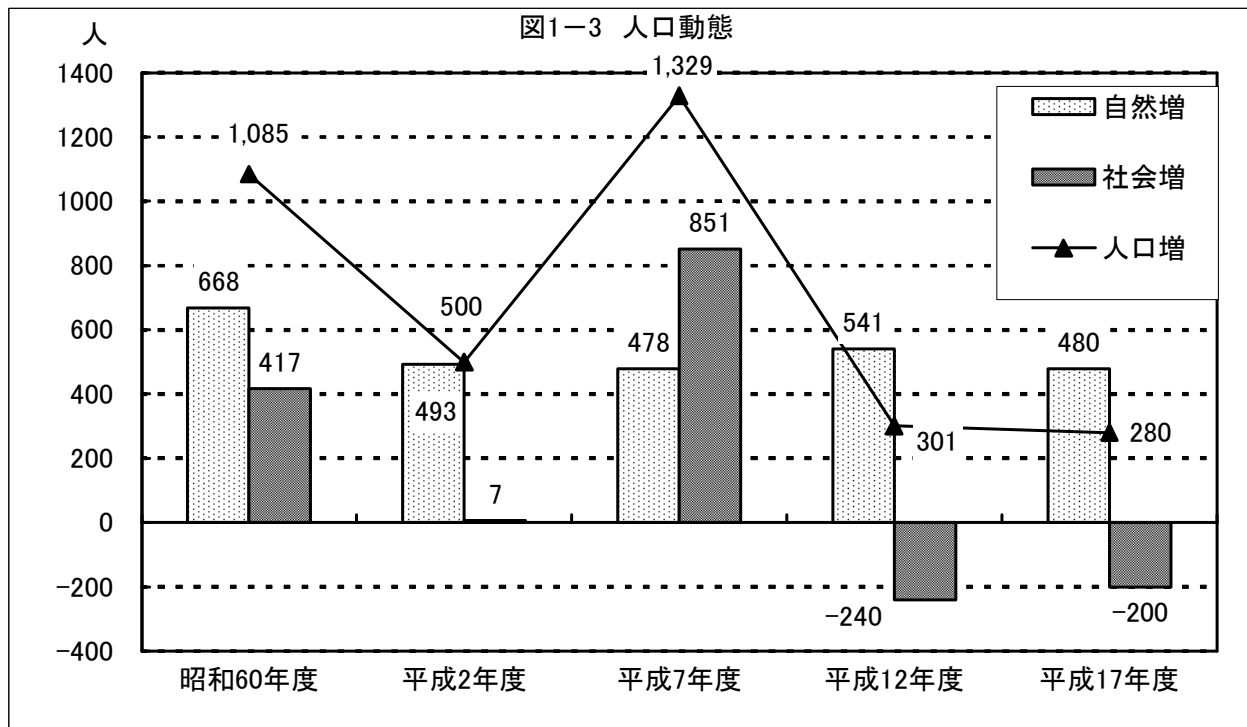
表1-3 人口動態

(単位:人)

	自然動態			社会動態			人口増減	総人口
	出生	死亡	自然増	転入	転出	増減		
昭和60年度	780	112	668	3,307	2,890	417	1,085	38,651
2	640	147	493	3,006	2,999	7	500	41,898
7	636	158	478	3,876	3,025	851	1,329	46,600
12	742	201	541	3,249	3,489	△240	301	50,019
17年度	740	260	480	3,455	3,261	194	674	53,226

※転入、転出はその他を含む

資料:「住民基本台帳人口の概要」



(2) 産業の現状

1) 就業構造

平成17年の就業構造は、産業別でみると第一次産業が1,072人(4.7%)、第二次産業3,377人(14.9%)、第三次産業17,892人(79.0%)と第三次産業が約8割と大部分を占めている。沖縄県全体(第一次5.9%、第二次16.3%、第三次76.3%)と比較すると、ほぼ同じ割合となっている。業種別に見ると、最も高い割合を占めているのが、サービス業38.1%、卸売業・小売業19.1%、建設業9.8%、運輸・通信業9.3%とこの4業種が上位を占めている。

過去の推移をみると、昭和45年には農業が42.9%と最も多く、次いで不動産業の14.7%、サービス業の13.2%と農業が基幹産業となっていたが、昭和50年以降は、都市化の進展に伴う農地の減少及び後継者不足などから農業の規模は縮小し、替わってサービス業、卸売業・小売業、建設業、運輸・通信業が大きく伸びている。

しかし、豊見城市は葉野菜では県内のトップクラスの生産量を誇り、冬から春にかけて栽培されるトマトは国から産地指定を受けるなど、那覇広域圏内でも有数の農業生産地である。

表1-4 産業別就業者数

単位:人、%

	昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		沖縄県
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	
農業	2,192	42.9	1,458	16.2	1,551	12.4	1,529	10.4	1,387	8.3	1,227	6.3	1,083	5.0	1,015	4.5	5.3
林業・狩猟業		0.0	2	0.0		0.0	1	0.0	2	0.0	2	0.0	5	0.0	0	0.0	0.0
漁業・水産養殖業	14	0.3	40	0.4	59	0.5	71	0.5	62	0.4	75	0.4	62	0.3	57	0.3	0.6
第1次産業計	2,206	43.2	1,500	16.7	1,610	12.9	1,601	10.9	1,451	8.7	1,304	6.6	1,150	5.3	1,072	4.7	5.9
鉱業	5	0.1	6	0.1	6	0.0	5	0.0	10	0.1	6	0.0	16	0.1	11	0.05	0.0
建設業	352	6.9	897	10.0	1,387	11.1	1,695	11.5	1,876	11.3	2,253	11.5	2,453	11.2	2,211	9.8	11.3
製造業	460	9.0	700	7.8	989	7.9	1,112	7.5	1,271	7.6	1,246	6.3	1,189	5.4	1,155	5.1	4.9
第2次産業計	817	16.0	1,603	17.9	2,382	19.1	2,812	19.1	3,157	19.0	3,505	17.9	3,658	16.8	3,377	14.9	16.3
卸売業・小売業	17	0.3	57	0.6	92	0.7	69	0.5	85	0.5	110	0.6	136	0.6	4,327	19.1	17.8
金融・保険業	379	7.4	922	10.3	1,203	9.7	1,348	9.1	1,493	9.0	1,719	8.8	1,857	8.5	647	2.9	2.1
不動産業	750	14.7	1,879	20.9	2,878	23.1	3,474	23.6	4,075	24.5	4,995	25.4	5,497	25.2	266	1.2	1.2
運輸・通信業	59	1.2	257	2.9	313	2.5	442	3.0	556	3.3	691	3.5	680	3.1	2,115	9.3	7.0
電気・ガス・水道業	9	0.2	56	0.6	109	0.9	148	1.0	203	1.2	227	1.2	251	1.1	113	0.5	0.6
サービス業	673	13.2	1,875	20.9	2,717	21.8	3,397	23.0	4,197	25.2	5,422	27.6	6,677	30.6	8,636	38.1	41.7
公務	201	3.9	753	8.4	1,144	9.2	1,406	9.5	1,426	8.6	1,640	8.4	1,761	8.1	1,788	7.9	5.9
第3次産業計	2,088	40.8	5,799	64.6	8,456	67.9	10,284	69.7	12,03	72.3	14,80	75.4	16,859	77.2	17,892	79.0	76.3
分類不能の産業	1	0.0	71	0.8	12	0.1	49	0.3	14	0.1	14	0.1	164	0.8	0	0.0	0.0
合計	5,112	100.0	8,973	100.0	12,460	100.0	14,746	100.0	16,65	100.0	19,62	100.0	21,831	100.0	22,654	100.0	100.0

注:平成17年から第3次産業の集計が変更されている

資料:国勢調査

2) 事業所数・従業者数の推移

平成18年の事業所数は1,764件、従業者数14,716人となっている。過去の推移を見ると、昭和50年の事業所数587件、従業者数3,467人から事業所数・従業者数ともに増加しており、この30年余りで事業所数が約3.0倍、従業者数は約4.2倍になっている。

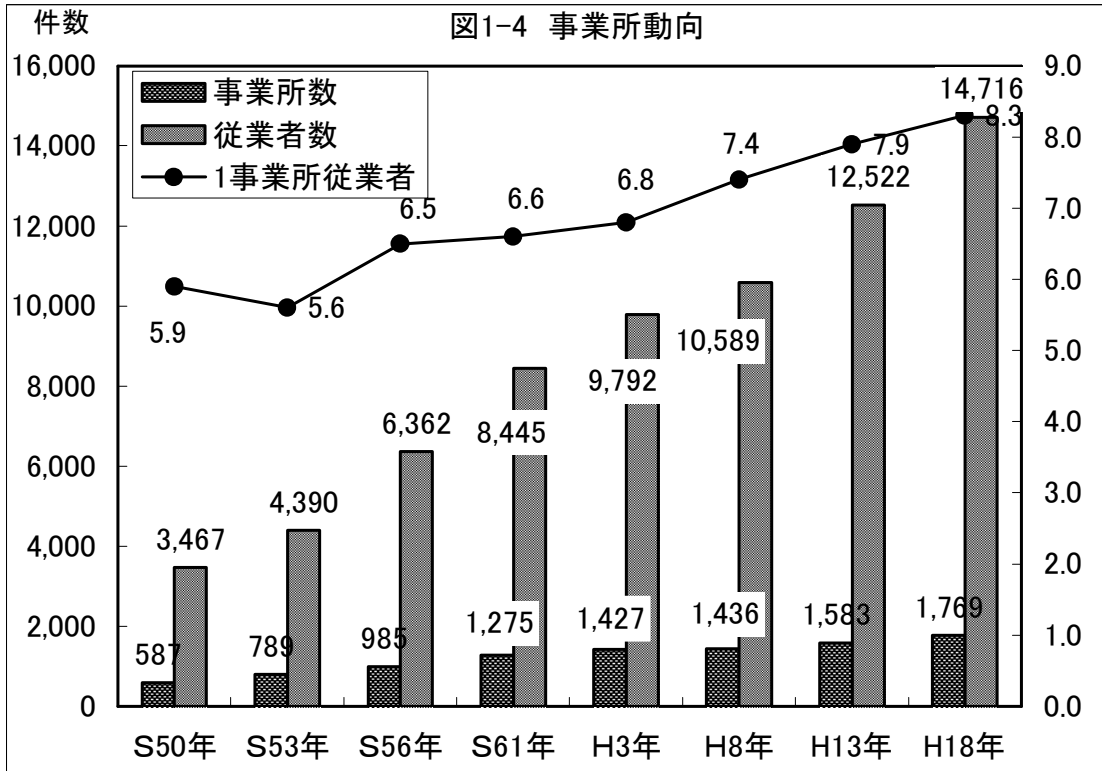
増加率をみると、平成3年以前は事業所数・従業者数ともに、20~40%の高い割合で推移していたが、平成8年以降は事業所数10%前後、従業者数17~18%と伸び率は鈍化している。

表1-5 産業別事業所数及び従業者の推移(民営)

		昭和		53年		56年		61年		平成		13年		18年		沖縄県		
		50年	構成比	構成比	構成比	構成比	3年	構成比	8年	構成比	構成比	構成比	構成比					
総数	件	587	100.0	789	100.0	985	100.0	1,275	100.0	1,427	100.0	1,436	100.0	1,583	100.0	1,769	100.0	100.0
	人	3,467	100.0	4,390	100.0	6,362	100.0	8,445	100.0	9,792	100.0	10,589	100.0	12,552	100.0	14,716	100.0	100.0
農林水産業	件	4	0.7	-	-	1	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	0.1	0.3
	人	13	0.4	-	-	2	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	40	0.3	0.4
鉱業	件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.04
	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.1
建設業	件	28	4.8	34	4.3	66	6.7	115	9.0	158	11.1	177	12.4	210	13.3	221	12.5	7.0
	人	469	13.5	554	12.6	1,073	16.9	1,181	14.0	1,403	14.3	1,653	16.9	1,850	14.7	1,697	11.5	9.0
製造業	件	95	16.2	107	13.6	108	11.0	124	9.7	111	7.8	102	7.1	97	6.1	104	5.9	4.3
	人	758	21.9	1,009	23.0	1,059	16.6	1,258	14.9	1,064	10.9	1,205	12.3	1,031	8.2	944	6.4	5.9
電気・ガス・熱供給・水道業	件	-	-	2	-	-	-	1	0.1	-	-	-	-	1	0.1	-	-	0.1
	人	-	-	56	-	-	-	4	0.0	-	-	-	-	5	0.04	-	-	0.4
運輸・通信業	件	23	3.9	24	3.0	34	3.5	45	3.5	46	3.2	44	3.1	63	4.0	62	3.5	3.1
	人	136	3.9	231	5.3	328	5.2	430	5.1	657	6.7	575	5.9	778	6.2	919	6.2	8.1
卸売・小売業	件	279	47.5	416	52.7	516	52.4	577	45.3	610	42.7	575	40.3	599	37.8	527	29.8	28.3
飲食店	件	977	28.2	1,284	29.2	1,945	30.6	2,816	33.3	3,214	32.8	3,654	37.3	3,641	29.0	3,912	26.6	24.3
金融・保険業	件	2	0.3	1	0.1	5	-	12	0.9	16	1.1	18	1.3	18	1.1	15	0.8	1.3
	人	X	X	X	X	56	-	119	1.4	231	2.4	283	2.9	201	1.6	168	1.1	2.3
不動産業	件	7	1.2	15	1.9	27	-	61	4.8	80	5.6	77	5.4	91	5.7	56	3.2	7.8
	人	9	0.3	19	0.4	51	-	102	1.2	147	1.5	147	1.5	192	1.5	183	1.2	2.3
サービス業	件	149	25.4	190	24.1	228	23.1	340	26.7	406	28.5	443	31.0	504	31.8	782	44.2	47.9
	人	1,082	31.2	1,266	28.8	1,848	29.0	2,535	30.0	3,076	31.4	3,072	31.4	4,854	38.7	6,853	46.6	47.2

注:平成18年から第3次産業の集計が変更されている

資料:事業所統計



3) 就業移動

豊見城市からの流出率は、昭和45年の39.6%から年々増加しており、平成17年には66.0%と大半が他市町村で働いている。また、流入率も同様に年々増加し、平成17年には豊見城市内で就業している人の48.7%が他市町村からの流入就業者となっているなど、就業移動が激しい地域である。

平成17年の流出・流入者の勤務先及び常住地についてみると、流出者の勤務先で最も多いのが那覇市、次いで糸満市、浦添市となっている。流入者の常住地では、勤務先と同様に那覇市が最も多く、次いで糸満市、南風原町となっている。

表1-6 就業移動

単位:人、%

	就業者 (A)	当地で常住 し従業する 就業者 (B)	流出 就業者 (C)	当地で 従業する 就業者 (D)	流入 就業者 (E)	流出率 (C/A)	流入率 (E/D)
昭和45年	5,112	3,087	2,025	4,054	967	39.6	23.9
50年	8,973	3,859	5,114	5,365	1,506	57.0	28.1
55年	12,460	5,150	7,310	8,287	3,137	58.7	37.9
60年	14,746	6,081	8,665	10,207	4,126	58.8	40.4
平成2年	16,657	6,307	10,350	11,091	4,784	62.1	43.1
7年	19,627	7,210	12,417	12,952	5,742	63.3	44.3
12年	21,831	7,516	14,315	14,406	6,890	65.6	47.8
17年	22,654	7,709	14,945	15,816	7,709	66.0	48.7
那覇市			9,463		3,307		
浦添市			1,171		451		
糸満市			1,718		1,659		
西原町			300		193		
東風平町			312		511		
南風原町			673		588		
その他			1,308		1308		

資料:国勢調査

図 1-5 平成 17 年度就業移動（流出）

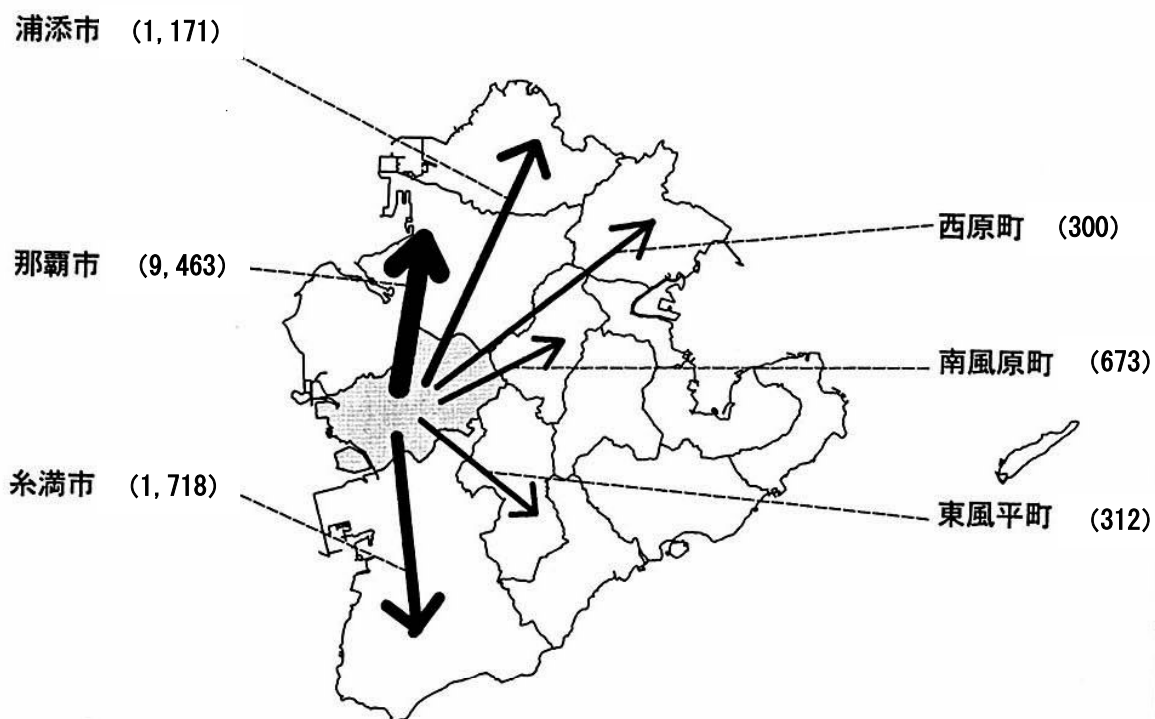
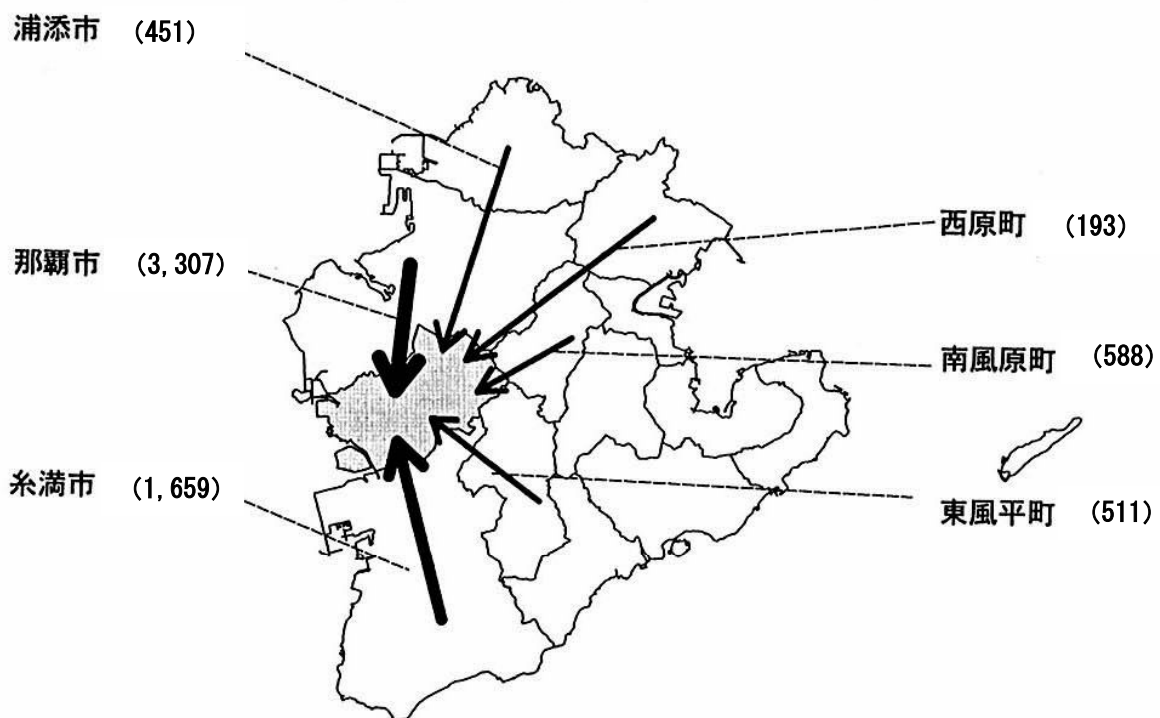


図 1-6 平成 17 年度就業移動（流入）



参考：買物動向

平成 19 年度の豊見城市民の買物動向をみると、豊見城市内で買物をする割合が高いものは、一般食料品（77.5%）で、次いで生鮮食料品（71.9%）、日用雑貨（68.9%）となっており、逆に他市町村での割合が高いものは、時計・メガネ・貴金属（64.2%）、次いで紳士服（62.0%）靴・かばん（59.6%）、婦人服（58.6%）、となっている。

これらのことから、頻繁に買う必要のある食料品・日用雑貨は豊見城市内で買い揃え、嗜好品である貴金属や洋服等においては、他市町村（主に那覇市、南風原）で買う傾向がみられる。

表1-7 買物動向

単位：%

商品	買物場所 市内	他市町村					計地元外	合計
		那覇市	糸満市	南風原町	浦添市	市その他の村		
婦人服	41.4	41.7	2.2	12.4	0.6	1.7	58.6	100.0
紳士服	38.0	42.4	3.0	14.1	0.7	1.8	62.0	100.0
子供服	45.5	36.0	3.3	13.5	0.6	1.1	54.5	100.0
呉服・寝具	42.7	37.3	1.9	15.1	0.6	2.4	57.3	100.0
シャツ・下着類	51.0	29.3	3.3	15.3	0.8	0.3	49.0	100.0
靴・かばん	40.4	46.5	2.1	8.4	1.3	1.3	59.6	100.0
時計・メガネ・貴金属	35.8	49.3	3.1	10.6	0.4	0.8	64.2	100.0
家庭用電気器具	62.4	25.4	1.3	10.1	0.4	0.4	37.6	100.0
家具・室内装飾品	42.2	31.2	3.0	14.4	0.7	8.5	57.8	100.0
スポーツ・レジャー用品	47.7	34.6	7.8	8.4	0.5	1.0	52.3	100.0
書籍・文具	53.4	24.4	6.9	14.6	0.4	0.3	46.6	100.0
化粧品・医薬品	53.7	29.7	2.5	12.9	0.2	1.0	46.3	100.0
日用雑貨	68.9	15.8	3.1	11.3	0.3	0.6	31.1	100.0
一般食料品	77.5	11.0	2.5	8.6	0.4	0.0	22.5	100.0
生鮮食料品	71.9	13.4	5.4	7.8	0.8	0.7	28.1	100.0
中元・お歳暮	62.1	26.1	1.2	8.7	0.8	1.1	37.9	100.0
外食(食事)	46.9	37.0	2.9	8.8	1.0	3.4	53.1	100.0
総合	43.1	38.9	2.6	13.1	0.8	1.5	56.9	100.0

資料：平成19年度「沖縄県買物動向調査報告書」

(3) 土地利用

平成 12 年の土地利用の状況をみると、全面積 1,778ha のうち自然的土地利用（農用地、森林、原野、水面・河川・水路の合計）が 944.8ha（53.1%）、都市的土地利用（道路、宅地、その他の合計）が 833ha（46.9%）と、自然的土地利用が都市的土地利用を上回っている。

また、個別の土地利用についてみると農用地が 32.9% で最も高く、次いでその他（公共施設、レク施設、その他）の 20.2%、宅地 18.7%、原野 10.7%、道路 7.9%、森林 5.8%、水面・河川・水路の 3.7% の順となっている。

年毎の推移をみると、農用地は昭和 55 年の 800ha から平成 2 年には 675ha、平成 12 年 585.4ha と 10 年毎に約 100ha ずつ減少している。それとは逆に宅地は昭和 55 年 258ha から平成 2 年 304ha、平成 12 年には 332.6ha と拡大の幅は小さくなっているものの増加傾向にある。

表1-8 土地利用状況

単位:上段(%),下段(ha)

	農用地			森林	原野	水面・河川・水路			道路	宅地			その他			合計			
	農地	採草放牧				水面	河川	水路		住宅地	工業用地	その他	公共施設	レク施設	その他				
昭和	46.3	45.4	0.9	6.3	6.7	3.9	0.2	3.4	0.3	4.0	14.9	11.9	0.8	2.3	17.8	2.7	2.1	13.0	100.0
55年	800	785	15	109	116	68	3	59	6	69	258	205	14	39	308	46	37	225	1,728
平成	38.4	37.5	0.9	7.0	5.5	4.0	0.2	3.4	0.5	6.4	17.3	14.7	1.0	1.6	21.3	5.1	3.1	13.1	100.0
2年	675	660	15	124	97	71	3	60	8	113	304	258	17	29	375	90	54	231	1,759
平成	32.9	32.9	0.1	5.8	10.7	3.7	0.2	3.4	0.1	7.9	18.7	17.2	0.5	1.0	20.2	6.5	2.8	10.9	100.0
12年	585.4	584.4	1.0	104.0	189.6	65.8	2.8	60.4	2.6	141.2	332.6	305.0	9.0	18.6	359.2	115.2	50.4	193.6	1,778

資料:国土利用計画

(4) 市街地の概況

1) 人口集中地区（DID 地区）の推移

人口集中地区は、昭和 55 年に豊見城団地を含む高嶺地域から発生し、その後の都市化の進展に伴い字根差部・嘉数・高安・豊見城・宜保・我那覇等那覇市との境界付近において急速な拡大をみせていたが、平成 12 年以降は同程度の規模で推移している。平成 17 年は面積 453ha、人口密度 80.7 人/ha となっている。

平成 17 年 DID 地区の区域を見ると、豊見城城址一体が DID から削除されている。

表1-9 人口集中地区の推移

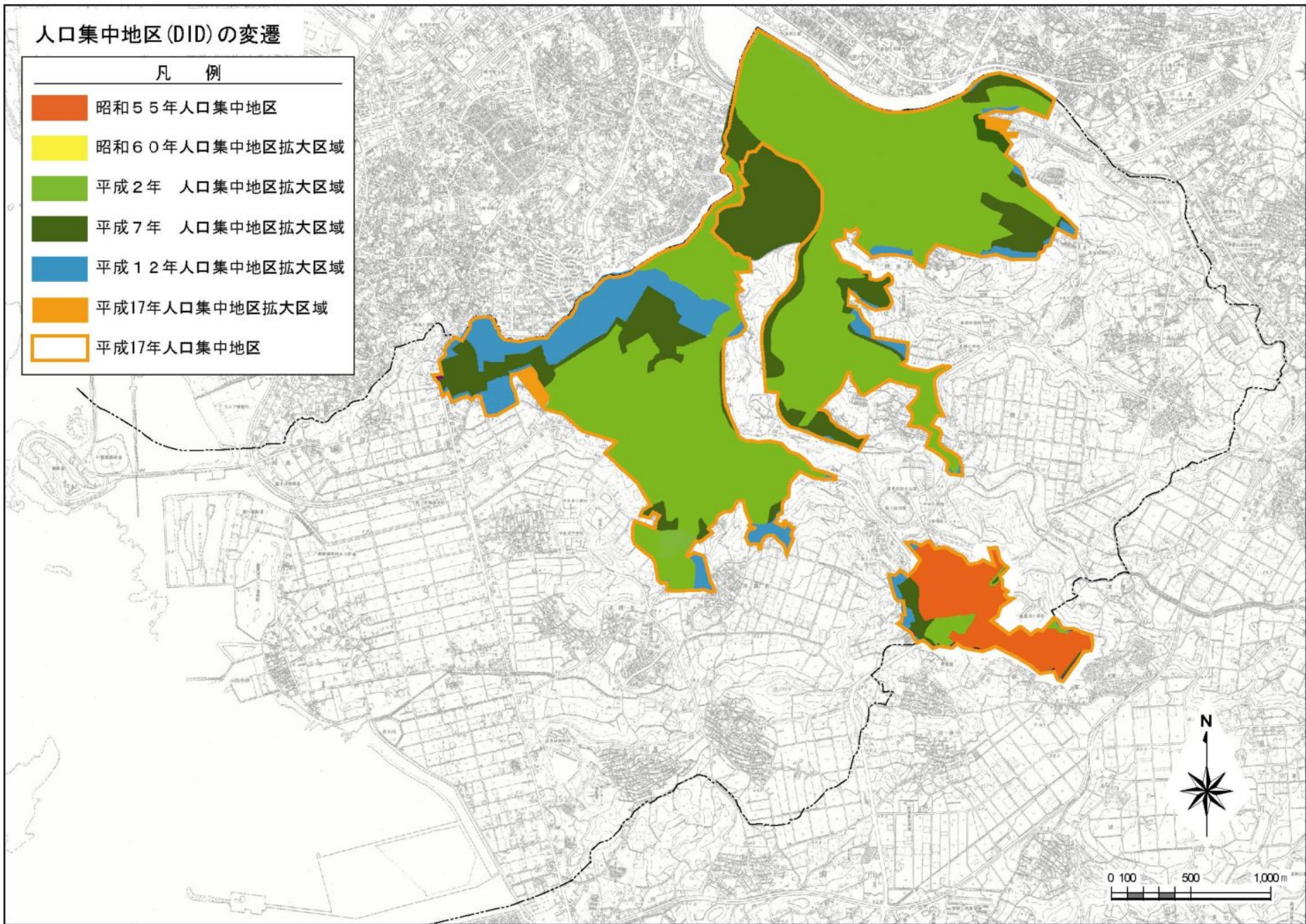
年次	人口集中地区			市街化区域に対する比率	
	面積 (ha)	人口 (人)	人口密度 (人/ha)	面積ベース (%)	人口ベース (%)
昭和 55年	40	5,719	143.0	9.1	26.0
60年	30	6,130	204.3	6.7	22.5
平成 2年	330	24,001	72.7	73.7	81.7
7年	420	30,053	71.6	93.8	89.7
12年	466	34,827	74.7	104.0	94.8
17年	453	36,548	80.7	76.9	93.3

資料:国勢調査、おきなわの都市計画(資料編)

人口集中地区 (DID) の変遷

凡 例

- 昭和55年人口集中地区
- 昭和60年人口集中地区拡大区域
- 平成2年 人口集中地区拡大区域
- 平成7年 人口集中地区拡大区域
- 平成12年人口集中地区拡大区域
- 平成17年人口集中地区拡大区域
- 平成17年人口集中地区



2) 新築状況

平成 13～17 年の新築件数は、1,070 件で用途別にみると住宅が 913 件 (85.3%) と最も多く、次いで商業 78 件 (7.3%)、その他 62 件 (5.8%)、工業 17 件 (1.5%) となっている。また、市街化区域及び調整区域での新築動向は、市街化区域 668 件 (62.4%)、調整区域は 402 件 (37.6%) である。

期間ごとの新築件数の推移を見ると、多少の増減はあるが、5 年間で概ね 1,000 件前後となっており、新築用途の割合も住宅が最も多い。

また、調整区域における新築件数の割合は、昭和 62～平成 2 年の 30.2%、平成 3～7 年 37.3%、平成 8～12 年 42.4%、平成 13～17 年は 37.6%と平成 12 年以降減少している。平成 8～12 年と平成 13～17 年のデータを比較すると、商業・工業・その他施設の件数が増加しており、豊崎地区における開発が影響しているものと思われる。

表1-10 豊見城新築状況

単位: 件

期間	区 域	新築用途				合 計
		住 宅	商 業	工 業	その他	
S62 S H2	市街化区域	621	26	3	28	678
	市街化調整区域	240	12	8	34	294
	合計	861	38	11	62	972
H3 S H7	市街化区域	814	28	2	20	864
	市街化調整区域	463	17	17	18	515
	合計	1,277	45	19	38	1,379
H8 S H12	市街化区域	568	17	0	9	594
	市街化調整区域	402	16	5	14	437
	合計	970	33	5	23	1,031
H13 S H17	市街化区域	611	32	5	20	668
	市街化調整区域	302	46	12	42	402
	合計	913	78	17	62	1,070

資料:都市計画基礎調査

3) 農地転用状況

平成 15～17 年の 3 年間の農地転用状況は、222 件 (168,000 ㎡) で、転用目的別にみると、住宅用地が 158 件 (71.2%) と最も多く、次いでその他 64 件 (28.8%)、公共用地 0 件 (0.0%) となっている。

平成 14 年以降を 5 カ年区切で見ると、全体で 500～700 件の農地転用が見られる。宅転用件数が最も多いのが昭和 48～52 年の 591 件で復帰後の都市化の進展に伴い住宅建設が相次いだものと思われる。

表1-11 農地の転用状況

単位:m²

	住宅用地		公共用地		その他		合計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
昭和48年 ～52年	591	423,367	0	0	1	4,895	592	428,262
昭和53年 ～57年	378	219,347	3	7,298	185	99,706	566	326,351
昭和58年 ～62年	399	136,691	19	12,148	254	152,485	672	301,324
昭和63年 ～平成4年	326	137,752	0	0	141	77,590	467	215,342
平成5年 ～9年	510	188,473	54	57,611	142	98,577	706	344,661
平成10年 ～14年	270	104,114	3	1,856	222	185,116	495	291,086
平成15年 ～17年	158	115,000	0	0	64	53,000	222	168,000

資料:農業委員会

(5) 都市開発及び施設の状況

1) 区画整理事業

豊見城市における土地区画整理事業は施行済1箇所(豊見城地区)、施行中2箇所(宜保地区、中心市街地地区)が進行しており、計画面整備率は13.1%、実質面整備率は2.7%と那覇広域全体の計画面整備率20.4%、実質面整備率4.9%より下回っている。

表1-12 土地区画整理事業施行状況(平成19年3月末現在)

単位:件、ha、%

都市名	計 B		完了 C		継続		市街化区域 面積A	計画面整備 率(B/A) (%)	実質面整備 率(C/A) (%)
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積			
豊見城市	3	77.2	1	16.1	2	61.1	589	13.1	2.7
那覇市	20	881.7	17	80.3	3	72.4	3,237	27.2	2.5
浦添市	8	339.2	5	153.4	3	185.4	1,455	23.3	10.5
宜野湾市	10	211.6	8	158.6	2	53	1,344	15.7	11.8
糸満市	2	52	0	0	2	52	811	6.4	0.0
南城市	1	6.7	0	0	1	6.7	82	8.2	0.0
北中城村	2	28	2	28	0	0	214	13.1	13.1
中城村	2	102.7	1	12.3	1	90.4	126	81.5	9.8
西原町	1	40.4	0	0	1	40.4	638	6.3	0.0
南風原町	1	71.4	0	0	1	71.4	397	18.0	0.0
八重瀬町	3	82.1	0	0	3	82.1	135	60.8	0.0
与那原町	1	3.8	1	3.8	0	0	266	1.4	1.4
那覇広域計	54	1897	35	453	19	715	9,295	20.4	4.9

注:施行中とは都市計画決定済みを含む(確認)

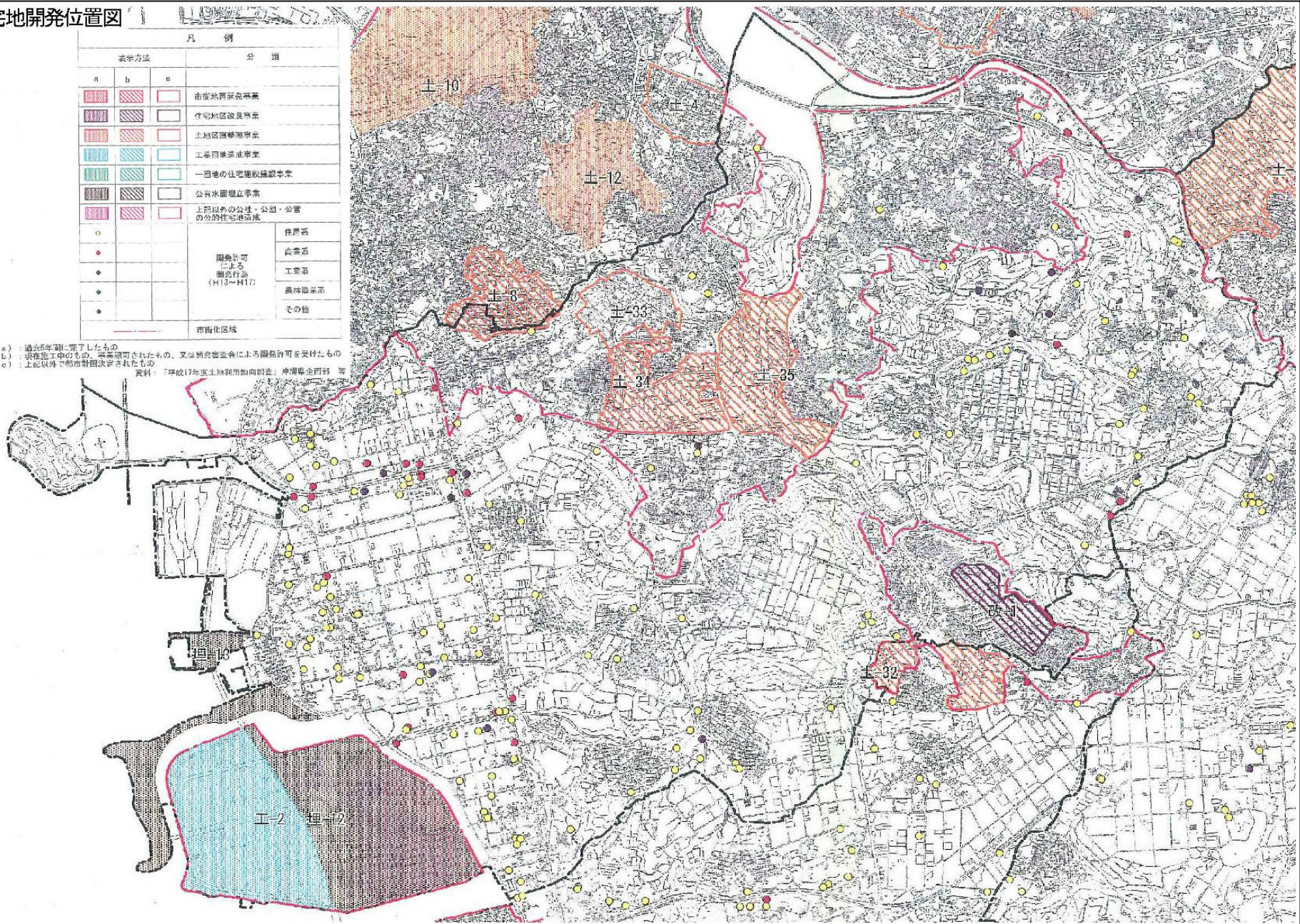
資料:沖縄県の土地区画整理

宅地開発位置図

凡例			分類
表示方法			
a	b	c	市営共済会事業 作楽地区改良事業 土地区画整理事業 工業団地造成事業 一帯地の住宅施設事業 公有水面埋立事業 上記以外の公社・公団・公営の公的住宅地造成 市営化区域
[Red diagonal lines]	[Blue diagonal lines]	[White]	
[Green diagonal lines]	[Yellow diagonal lines]	[Black diagonal lines]	
[Purple diagonal lines]	[Brown diagonal lines]	[Grey diagonal lines]	
[Orange diagonal lines]	[Light blue diagonal lines]	[Light green diagonal lines]	
[Light purple diagonal lines]	[Light orange diagonal lines]	[Light grey diagonal lines]	
[Light red diagonal lines]	[Light blue diagonal lines]	[Light green diagonal lines]	
[Light purple diagonal lines]	[Light orange diagonal lines]	[Light grey diagonal lines]	
[Light red diagonal lines]	[Light blue diagonal lines]	[Light green diagonal lines]	
[Light purple diagonal lines]	[Light orange diagonal lines]	[Light grey diagonal lines]	
○	●	●	住居系 商業系 工業系 農林漁業系 その他
※a) 過去5年間に完了したもの ※b) 現在施工中のもの、事業認可されたもの、又は別荘協会による開発許可を受けたもの ※c) 上記以外で都市計画決定されたもの			開発許可による開発行為 (H13~H17) 市営化区域

※a) 過去5年間に完了したもの
 ※b) 現在施工中のもの、事業認可されたもの、又は別荘協会による開発許可を受けたもの
 ※c) 上記以外で都市計画決定されたもの

資料：「平成17年度土地利用計画調査」申請集金資料 等



2) 都市公園

豊見城市の都市公園は（平成 18 年度末時点）22 箇所（19.18ha）あり、一人当たりの公園面積は 3.68 m²/人となっている。

都市計画公園数は、豊見城市が属している那覇広域都市計画区域圏の 13 市町村の中で 5 番目であるが、一人当たり公園面積では那覇広域圏（5.92 m²/人）及び沖縄県（9.41 m²/人）と比べ少ない。

表1-13 都市公園整備現況(平成18年3月31日)現在

地区名	都市公園合計		都市計画区域 内人口(千人)	1人当たり公園 面積(m ² /人)
	箇所(件)	面積(ha)		
豊見城市	22	19.18	53	3.68
那覇市	155	161.14	313	5.15
浦添市	73	38.17	108	3.53
宜野湾市	33	31.81	90	3.53
糸満市	28	93.39	57	16.38
西原町	15	21.11	34	6.21
南城市	10	12.29	23	5.34
与那原町	10	5.78	16	3.61
南風原町	6	11.83	33	3.58
八重瀬町	4	10.41	18	5.78
中城村	11	10.31	16	6.44
北中城村	19	26.41	16	16.51
那覇広域計	342	432	729	5.92
県計	678	1212.62	1,288	9.41

資料:土木建築要覧

3) 都市計画道路の整備状況

平成 19 年 3 月末時点の都市計画道路の整備状況は、計画総延長 31.97km のうち、改良済総延長は 20.58km で改良率 64.4%、整備水準 0.38km/千人となっている。

改良率と整備水準を那覇広域圏（改良率 74.1%、整備率 0.38km/千人）及び県平均（改良率 75.0%、整備率 0.42 km/千人）と比較すると改良率は那覇広域圏及び県平均を下回っているものの、整備水準は那覇広域と同程度となっている。

表1-14 都市計画道路の整備状況

都市名	A 計画総 延長(km)	A/C 計画水準 (km/千人)	B 改良済総 延長(km)	B/C 整備水準 (km/千人)	B/A 改良率 (%)	C 人口 (千人)	D 面積 (km ²)	A/D 計画水準 (km/km ²)
豊見城	31.97	0.59	20.58	0.38	64.4	54.0	19.44	1.64
那覇広域計	395.7	0.51	293.2	0.38	74.1	781.7	240.07	1.65
県計	708.82	0.55	531.95	0.42	75.0	1277.4	1091.63	0.65

資料:都市計画年報(H19年3月現在)

4) 下水道の整備状況

計画面積 891ha (認可面積 757ha) のうち整備済面積が 444ha で整備率 49.8% (認可面積整備率 58.6%) となっている。整備率を那覇広域及び県平均と比較すると、那覇広域は 67.0% (認可整備率 78.3%)、県平均 66.4% (認可整備率 77.4%) と那覇市や県平均と比べ下水道整備が遅れている。

表1-15 下水道整備状況(平成19年3月末現在)

市町村名	A 行政人口 (人)	B 計画区域内 人口(人)	C 利用可能 人口(人)	D 全体計画 面積(ha)	F 認可面積 (ha)	G 整備済 面積(ha)	G/D 計画面積 整備率(%)	G/F 認可面積 整備率(%)	C/B 人口 整備率(%)
豊見城	54,025	47,832	32,291	891	757	444	49.8	58.6	67.5
那覇広域計	779,473	721,403	570,890	12,932	11,071	8,666	67.0	78.3	79.1
県計	1,387,518	1,127,076	878,677	25,906	22,226	17,193	66.4	77.4	78.0

資料:県下水道課

(6) 交通量の状況 (12 時間交通量)

平成 6~17 年の交通量は、県道 7 号線が 16,000 台/12h から 8,000 台/12h と約半数に減少しているが、県道 11 号線、県道 68 号線の路線は多少の増減はあるものの大きな変化はなく、県道 7 号線は 16,000~8,000 台/12h、県道 11 号線及び県道 68 号線は 10,000~13,000 台/12h で推移している。

混雑度をみると、平成 6 年以降 3 路線とも減少傾向にあったが、平成 17 年に県道 7 号線 1.28、県道 11 号線 1.2、県道 68 号線 1.28 と、ピーク時に混在が見られる。

表1-16 主要道路の交通量(12時間交通量)

単位:台/12h

路線名	観測地点	平成6年		平成9年		平成11年		平成17年	
		交通量	混雑度	交通量	混雑度	交通量	混雑度	交通量	混雑度
県道7号線	字豊見城	16,096	1.61	12,605	1.16	9,356		8,069	1.28
県道11号線	字根差部	11,101	0.95	11,468	0.95	11,644	1.06	13,309	1.2
県道68号線	字伊良波	10,965	1.44	11,311	1.33	10,401	1.33	10,192	1.28

資料:交通センサス

2. 都市計画の視点による街づくりの課題

豊見城市は、県都那覇市に隣接する緑豊かな農村地域であった。しかし、那覇市の商業・業務機能の拡大とともに、那覇市従業者の住宅地として急激な人口増加が進み市街地が拡大してきた。

平坦地は優良な農地が広がっていたことから、民間による大規模な住宅団地開発は斜面地で行なわれ、斜面緑地などの自然地が失われてきた。また市街地の拡大とともに農地も減少し、近年は、市街化調整区域における建築活動が盛んに行なわれているなど、市街化調整区域におけるスプロール化が進行している。

また、那覇空港自動車道豊見城・名嘉地 IC の整備に伴い、国道 331 号小禄バイパス沿線では物流関連施設の開発圧力が高まり、更に豊崎地区の整備に伴い県道東風平豊見城線沿道においては商業・業務の開発圧力が高まっている。

市街化区域においては、土地区画整理事業等の基盤整備が進められているが、豊見城市の市街化区域に占める面整備地区（土地区画整理事業地区）は 13.1%と那覇広域の 20.4%より低くなっている。その他の基盤整備の状況を比較してみると、都市計画道路の整備水準（人口千人当たりの都市計画道路延長）は豊見城市が 0.38km/千人、那覇広域が 0.38km/千人、都市公園の整備水準（1 人当たりの公園整備面積）は豊見城市が 3.68 m²/人、那覇広域が 5.92 m²/人となっているなど、都市計画道路を除く都市基盤の整備水準は低い。このように、市街化区域の都市基盤整備の遅れやスプロール化した市街地の拡大が大きな課題となっている。

市街地の拡大によって自然環境が失われつつあり、第三次総合計画の将来像である「みどり豊かな健康文化都市・豊見城」の実現のためにも、ラムサール条約に登録された漫湖や瀬長島等の自然環境の保全とこれら資源を活かした街づくりが重要となる。更に、中心市街地の形成や豊崎地区における新たな市街地形成、新庁舎の建設は豊見城市の都市形成の核となる重要な課題である。

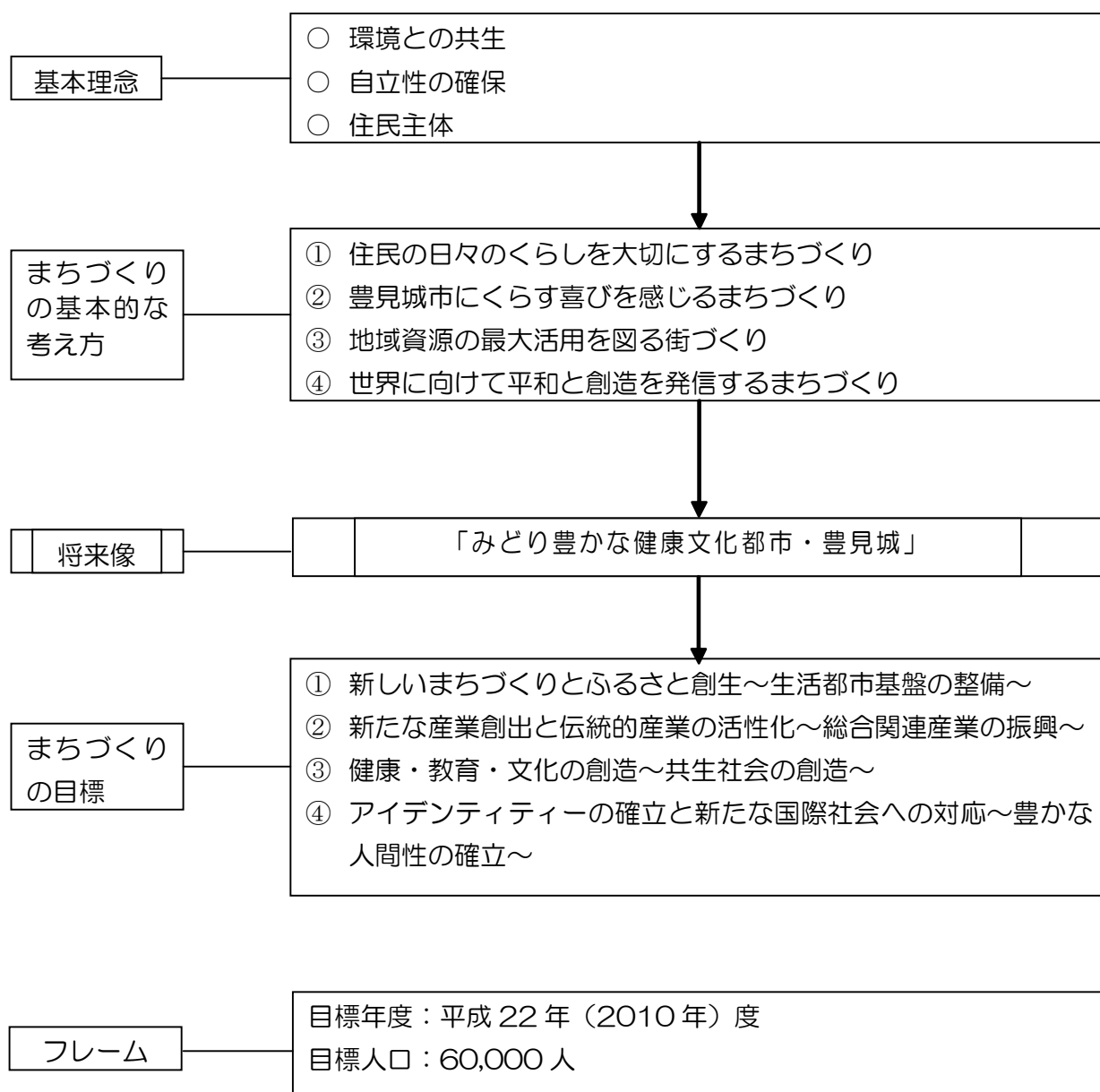
豊見城市が直面している急激な人口増加は地域コミュニティを希薄にさせ、地域住民間の交流の欠如が懸念されている。住民アンケートでは、お年寄りから子供、また新住民の交流など人付き合いを大切にしたい街づくりを求める声が多く、地域コミュニティの再生が課題となる。豊見城市は、県内でも若い世代の多い活力ある地域であり、これら人々のエネルギーを活かした地域づくりが必要とされている。

3. 上位計画

都市計画マスタープランの理念や目標、将来都市像等の基本方向を検討するため、上位計画である、「第三次豊見城市総合計画」や「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」「沖縄振興開発計画」の基本的な考え方について整理する。

(1) 第三次豊見城市総合計画（基本構想）

第三次豊見城市総合計画の基本構想では、社会情勢の変化や地域特性などから、新たな都市形成の基本理念やまちづくりの基本的な考え方、将来都市像、まちづくりの目標を定めている。以下にその内容を示す。



(2) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

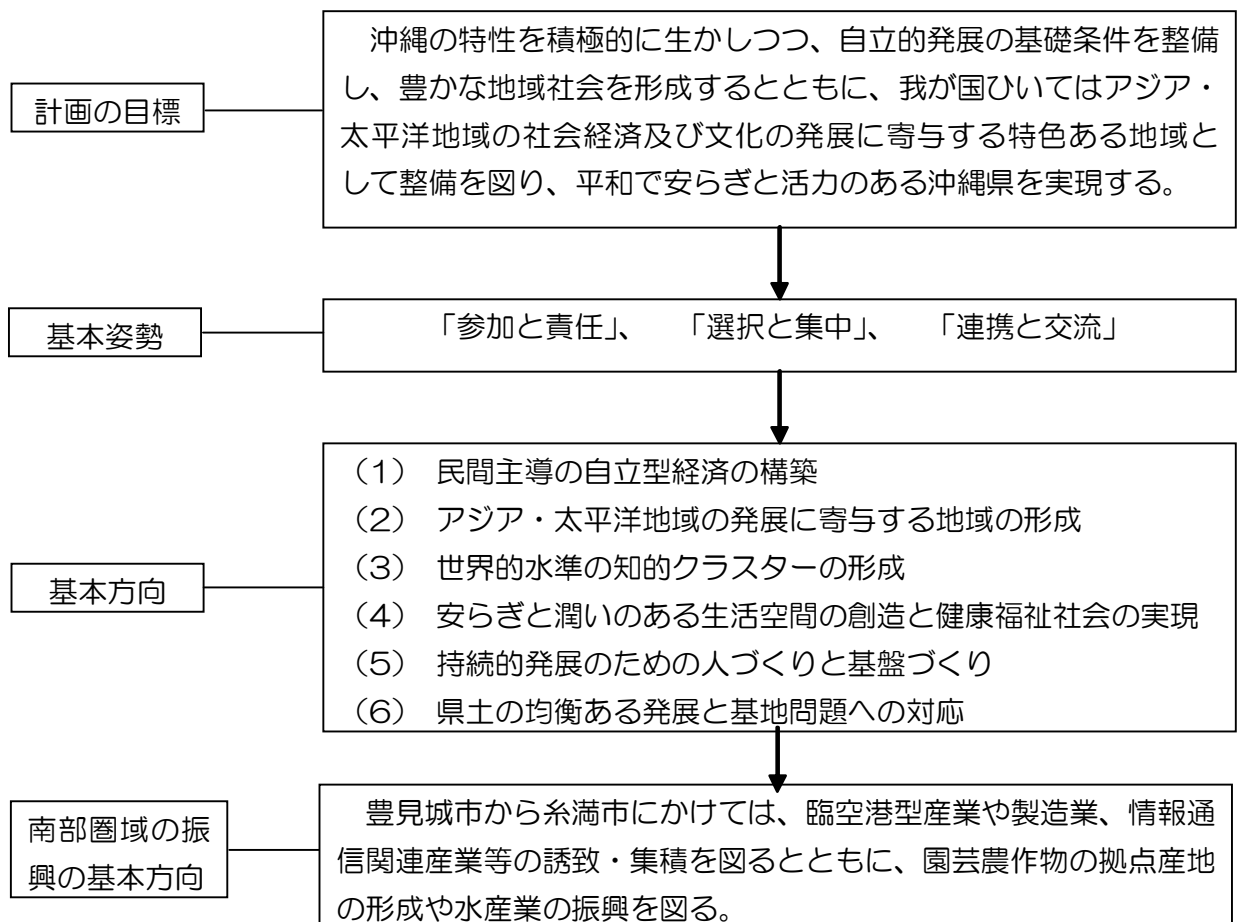
〈那覇広域の都市づくりの基本理念〉

本都市計画区域は、地理的・自然的特性を生かした産業の振興及び自然環境の保全と活用を図りつつ、本県の中核管理機能をはじめ、国際交流及び物流の拠点、国際的規模の観光・保養地にふさわしい高次の都市機能を備えた地方中核都市の形成を目標とする。

このため、計画的な土地利用に基づく業務地、商業地、工業地、流通業務地、住宅地の適正配置の下、自然環境と調和のとれた市街地整備を図り、これと一体となった総合的交通ネットワークの形成、高齢化、国際化、情報化などの進展への対応、優れた景観の保全・育成及び適切な廃棄物処理などによる生活環境の改善・向上を視野に入れた総合的な整備を図ることを基本とする。

(3) 新たな沖縄振興に向けた基本的な考え方

県は、沖縄振興の基本的な考え方として、県が提案する「新たな沖縄振興に向けた基本的な考え方」を取りまとめている。沖縄振興の基本的な考え方や基本目標、基本方向、更に豊見城市に関連する地域振興の基本方向について以下に整理する。



第2章 都市づくりの基本方向

1. 都市づくりの理念・将来像

(1) 理念・将来都市像

都市計画マスタープランは、総合計画を上位計画とすることから、これらの考え方に基づく必要があるが、本計画は住民が主体となった計画づくりを行うことを目的としていることから、第三次総合計画等の考え方を基本としながら、ワークショップによる住民の意見を反映した理念や将来都市像を定めた。

〈理念〉

ワークショップでは、漫湖や瀬長島等の「自然環境の保全・活用」や、これらの自然資源とグスク、拝所、カーなどの歴史文化資源を活かした「豊見城らしい個性ある街づくり」、更に「コミュニティの育成と住民の主体的な街づくりへの取組」などが、これからの街づくりにおいて重要であるとの意見が出された。

これらは、第三次総合計画の理念である「環境との共生」「自立性の確保」「住民主体」を街づくりに展開した考えと受け取れる。

これらのことから、都市計画マスタープランの街づくりにおける理念を以下のように設定する。

- 「自然環境と共生する街づくり」
- 「個性ある街づくり」
- 「住民が主体となる街づくり」

〈将来都市像〉

第三次総合計画の将来像は「みどり豊かな健康文化都市・豊見城」であり、自然に囲まれ健康で文化的な生活が営める都市づくりを目指している。本計画においてもこれを街づくりの将来都市像として踏襲するが、ワークショップで出された住民が望む市街地像には「緑に囲まれた自然豊かな街」や「活気や賑わいのある街」「高齢者や子供たちが安心して暮らせる街」「地域の人々が仲良く暮らせる街」などがあげられており、これらの意見を踏まえ、将来都市像を補完する街づくりのサブテーマを以下のように定める。

将来都市像：「みどり豊かな健康文化都市・豊見城」

サブテーマ：すべての住民が安心して生き活きと暮らせる・活力と賑わいのある街

(2) 目標年次、フレーム

都市計画マスタープランは、長期的視点に立った計画を策定することから、概ね 20 年先の平成 32 年（2020 年）を目標とする。

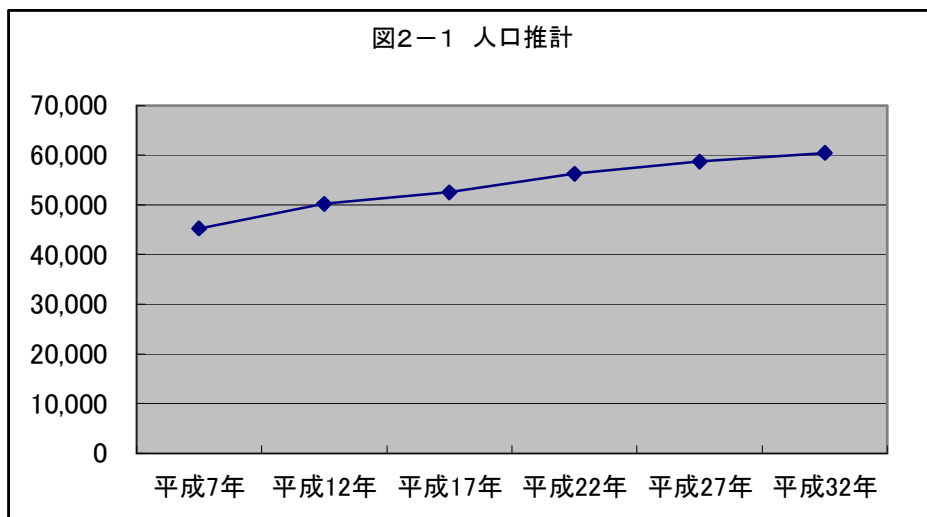
目標年次における将来人口は、平成 7 年及び平成 12 年、平成 17 年の人口動向（国勢調査人口）を基にコーホート変化率法を用いて推計した。

検討の結果、平成 32 年の（2020 年）の将来人口は概ね 61,500 人とする。中間年次の平成 22 年は、総合計画の将来人口と同じく 60,000 人とする。

人口推計値

表2-1 人口推計

平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
45,253	50,198	52,516	56,288	58,727	60,454



※将来人口 61,500 人の考え方

平成 32 年の推計値は 60,454 人であるが、平成 19 年 10 月時点の本市の人口は 54,943 人である。これに、豊崎地区であと約 5,914 人（豊崎地区の計画人口 7,000 人、平成 19 年 10 月時点の豊崎地区の人口 1,086 人）の人口定着が見込まれること、また、豊崎地区以外の開発による人口増が 728 人（260 戸×2.8 人/戸）見込まれることから、将来人口を $54,943 + 5,914 + 728 = 61,585 \approx 61,500$ 人とする。

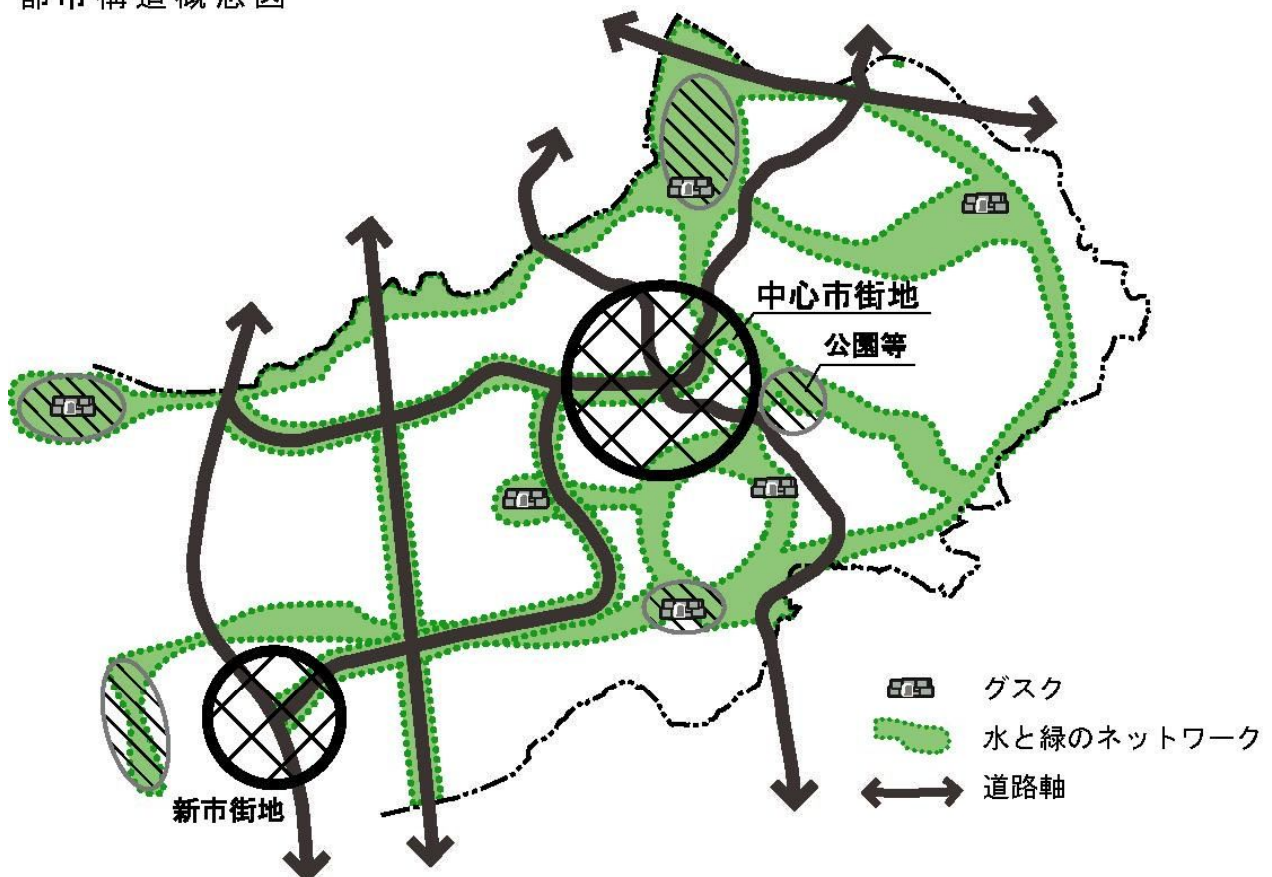
また、中間の平成 22 年の推計人口は 56,288 人となり、総合計画の将来人口 60,000 人に満たない。しかし、豊崎地区における人口定着を推進することにより、目標人口 60,000 人の達成を目指すものとする。

2. 都市形成の方向

将来都市像である「みどり豊かな健康文化都市・豊見城」の実現を図るには、まず、豊見城市に残された緑地や河川などの貴重な自然環境の保全に努めるとともに、失われつつある斜面緑地を再生し都市全体が緑に囲まれた都市環境の形成を図る必要がある。また、文化都市の形成に向けては地域に埋没しているグスク文化を発掘し、地域のアイデンティティーとなる個性ある街づくりの資源として活用することが望まれる。

更に、豊見城市としてまとまりのある都市を形成するには、住民の生活拠点となる中心市街地の形成が必要とされる。中心市街地は、商業業務施設や公共公益施設等の都市機能が集積し、市全域への交通アクセスの利便性が求められる。本市において、このような条件を満たす地区は上田交差点周辺であり、この地区を中心市街地として位置付けるものとする。また、7,000人の定住人口と新産業や商業の誘致が計画されている豊崎地区を新市街地地区とし、中心市街地との有機的な連携を図るものとする。

都市構造概念図



3. 都市づくりの視点

第三次総合計画で示されている街づくりの方向と、住民のワークショップで出された様々な意見を反映した都市づくりの指針を以下のように設定する。

(1) 活気・賑わい・魅力ある豊見城のまちづくり

県都那覇市の近郊に位置する豊見城市には、ラムサール条約に指定された漫湖、饒波川、瀬長島等の優れた自然資源や集落を取囲む斜面緑地、優良な農地など多くの緑地が残されている。また、豊見城城跡に代表される様々な歴史文化資源が地域にうもれ散在しており、これら良好な資源を活かし潤いと安らぎのある魅力的な街づくりが求められる。

また、自立した豊見城市として、住み・働き・憩い・安心して子供を育てることのできる快適な都市環境を形成するため、中心市街地における商業の活性化や自然資源を活かした観光農業の振興など活力ある街づくりを推進する。更に、豊崎地区では、観光関連産業や商業施設を誘致し豊見城市に新しい活力をもたらす街づくりが進められており、これらを推進する。

(2) 賑わいと魅力にあふれるまちづくり

中心市街地は、既存の商業施設や公共施設の集積状況、交通の利便性など全住民のサービス向上の視点から上田交差点周辺が適切である。中心市街地の形成にあたっては、土地の高度利用が図れるよう道路や公園等の都市基盤の強化を推進するものとする。

また、公共公益施設や商業施設の集積を高め、中心地区としての機能強化を行うとともに、個性ある魅力的な中心市街地を形成するため、饒波川を活用した親水空間の整備や豊見城市の歴史や文化に配慮した街並み形成など、潤いや賑わいのある地区形成を図る。

更に、豊崎地区一帯においては、広域圏や観光客を対象とした商業・業務施設の集積を促し、市の新たな市街地として、新たな街の魅力を形成する。

(3) 安全快適で誰でも移動しやすい道路づくり

那覇市への通過交通などによる交通渋滞を解消するため、幹線道路網の整備を推進するとともに、子供や高齢者、障害者などが安心して通行できる安全で快適な道路環境の整備を図る。このため、高齢者、障害者に配慮した歩道の整備を進めるとともに、夜間通行の安全を確保するため街灯の設置を推進する。また、街路樹を設け快適に歩ける道路空間の形成に努める。

(4) 自然環境と共生した潤いのあるまちづくり

豊見城市には漫湖や瀬長島、饒波川、岡波島、斜面緑地など貴重な自然環境が残されている。しかし、都市化の圧力により斜面緑地の破壊や生活排水による河川の水質悪化、埋立てによる自然海浜の喪失など自然環境の破壊が進みつつある。このような優れた自然環境を、未来を担う子供たちの財産として残していくとともに、これらの自然資源を活用した潤いと活力のある街づくりが求められている。

特に、那覇近郊において優れた資源を有する本市は、緑豊かな住宅地の形成、自然資源を活か

したスポーツ・レクリエーションの場の整備など、都市居住者の良好な住まいや憩いの場の形成を図るものとする。

このほか、豊崎地区においても公園や海浜の整備を行い、これら資源を活用した自然環境の体験学習の場づくりを行うなど、環境と共生する街づくりを推進する。

(5) 誰もが安心して快適に暮らせる住環境づくり

豊見城市は都市化の圧力により、急速に市街地の拡大が進み基盤が不十分な住宅地が形成されてきた。これらの市街地については、土地区画整理事業を推進し、道路や公園等の基盤整備を進めるとともに、地区計画等の導入を促し快適な住環境の整備を推進する。

市街化調整区域に形成されたスプロール化した市街地においても、下水道等の基盤整備を推進するとともに、地区計画等の導入を図るなど計画的な街づくりを推進する。

また、豊崎地区においては、地区計画等の導入により良好な住環境が整いつつあることから、今後とも同地区の住宅環境整備を推進する。

旧集落は、クサティの森などの斜面緑地や優良農地に囲まれ、緑豊かで昔ながらのたたずまいを残す良好な集落環境が残されている。これらの集落においては、赤瓦や生垣など良好な集落景観を保全・再生するとともに、集落内への通過交通の進入を制限するなど集落環境の保全に努める。また、災害時の避難や防災活動に支障が生じないように道路整備を推進する。

(6) 地域活動を支えまちに活力を生み出すコミュニティづくり

少子高齢化や核家族化、価値観やライフスタイルの多様化によりサークルの集いや友人・仲間などとの交流に重きが置かれるようになり、地域単位のコミュニティが希薄化しつつある。しかし、地域のコミュニティは子育てや防災・防犯の面で大きな役割を果たし、人々の交流を通し地域社会に活力をもたらすものである。このため、青年会や婦人会等の活動を活性化し、地域の伝統行事や清掃活動を通して地域住民のコミュニティを育成するとともに、お年寄りから子供まで世代を超えた交流が可能な活動拠点として、公民館や集会所などの交流施設の整備を強化する。

(7) 新たな産業の振興

自立した都市を形成するには、産業の活性化が必要とされる。豊見城市の基幹産業である農業は、都市化の圧力により更なる飛躍は望めないものの、多くの優良農家が営農を続けており、これらの保護育成を図るとともに、新たな産業の創出が望まれる。

新産業としては、空港、港湾、那覇市への近接性や那覇空港自動車道 I C の整備などの好条件を活かし、豊崎地区における流通加工製造業や観光関連産業などの振興を図るとともに、観光地域指定を受けた豊崎、与根、瀬長地区などにおいて観光産業の展開を図るものとする。

第3章 都市づくりの基本方針

1. 都市構造の方針

将来都市像の実現に向けた都市形成の視点を踏まえ、豊見城市の都市づくりの骨格となる都市構造のあり方を示す。

(1) 都市軸の形成

1) 骨格となる道路網の形成

現在建設中の那覇空港自動車道や県道東風平豊見城線、既設の国道331号や小禄バイパス、県道7号線、県道68号線、県道11号線等の道路は、近隣市町村と本市を結び、通勤・通学や物流など住民の生活や産業活動を支えるとともに、主な公共公益施設へアクセスする重要な道路である。これらの道路を都市の道路軸として位置付け広域的な交通需要へ対応するとともに、地域内の移動がスムーズに行える道路網の形成を図る。

また、これらの幹線道路は外来者が多く行き交い豊見城市を意識させる玄関口となることから植栽など沿道の景観形成に配慮するとともに、中心市街地においては賑わいのある道路空間を形成する。

2) 緑アメニティの骨格形成

豊見城市の豊かな自然資源を活かし、緑豊かな街づくりを進めるため自然環境の保全に努める。特に、尾根沿いの斜面緑地や大きな河川は、豊見城市の骨格を形成する重要な環境資源であることからこれらを環境軸として位置付け、保全及び再生に努め、緑に囲まれた都市形成を推進する。また、これらの環境軸や道路（街路樹などの植栽）を活用して、漫湖や瀬長島、大規模公園等の環境資源を結ぶ緑のネットワークを形成する。

(2) 拠点形成

1) 商業・業務拠点

豊見城市の中心市街地の形成に向けては、公共公益施設や商業・業務施設の集積が不可欠である。本市においては、上田交差点周辺にその集積が高いが、現状においては不十分であり、中心市街地としての機能を確保するためにも道路等の都市基盤を強化し、商業・業務施設の一層の集積を促すとともに、核となる公共施設の立地を推進する。また、賑わいと活力のある中心市街地を形成するため、地域商店街の活性化やイベント開催などのソフト施策を講じる。

豊崎地区は、既に広域を対象とした商業・業務施設が立地していること、また商業系の土地利用の需要が高く、用地が不足していることから豊崎地区周辺を含めた商業・業務拠点の形成を図るものとする。

一方、地域に分散する大規模スーパーなど地域に立地する商業施設などとの連携や機能分担を明らかにし、豊見城市における商業地の形成を図る。

2) 文化拠点

豊見城城跡に代表されるグスクの歴史文化など、地域にうもれている多くの歴史・文化資源を掘り起こし、住民に地域の文化や伝統芸能を伝える文化拠点として、豊見城城址や図書館、中央公民館を位置付ける。また、地域に散在する様々な文化資源を抽出し「その他の歴史・郷土の保存地区」として位置付け保全・整備を図り、これらと連動した歴史文化のネットワークを形成し、グスク文化の再生を促す。

3) 産業拠点

豊崎地区を豊見城市の産業拠点として位置付け、那覇空港に隣接する地理的特性や那覇空港自動車道の整備による交通の利便性を活かした産業の導入を図る。また、地域に分散立地する既存の工場・事業所などの移転集約化の促進及び新たな特産品開発や研究を行う産業創造の場となる用地の確保を検討する。

4) 観光・スポーツ・レクリエーション拠点

高齢者の健康維持や住民のスポーツ活動への要求に対応するとともに、県内外の観光需要に対応するため、既設の総合公園や瀬長島、与根、漫湖、豊崎地区の総合公園等を観光・スポーツ・レクリエーション拠点として位置付け、施設の強化を図り住民のスポーツ・レクリエーション活動の向上を促す。また、漫湖や瀬長島等の資源を活かし都市近郊における体験型観光地としての機能を強化するため、交通アクセスの向上や関連施設の整備を図るとともに、観光ガイドなどの人材育成を行う。

特に、「エアウェイリゾート豊見城地域」として観光振興地域に指定されている豊崎、与根、瀬長地区については、観光地としての機能を強化するため、観光関連施設の整備を促すものとする。

5) 環境学習拠点

子供たちに、豊見城市の優れた自然環境と自然の大切さを理解してもらう環境学習の場として、ラムサール条約に登録された漫湖や豊崎総合公園等を環境学習拠点地区として位置付け、マングローブや野鳥観察などの環境学習が行えるよう、水鳥湿地センターや散策路など施設の充実を図るとともに、環境ガイドなどの人材育成を図る。

また、野鳥が減少しつつある漫湖については、野鳥が飛来しやすい環境整備に努めるものとする。また、近年野鳥の飛来が多くなっている豊崎干潟、第一遊水池（三角池）、具志干潟においては自然環境の保全に努めるとともに、野鳥観察が行えるよう整備を検討する。

6) 生活拠点

地域住民の日々の生活を支援する地区として、行政サービス施設や地域コミュニティー施設、日用品の買物、更に保育園や福祉施設などの立地を促し、地域の核となる生活拠点の整備を促進する。

都市構造図

- 商業・業務拠点
- 文化拠点
- 産業拠点
- 観光・スポーツ・レクリエーション拠点
- 生活拠点
- 歴史・郷土性の保存地区
- 骨格道路ネットワーク(主要幹線道路)
- 緑・アメニティの骨格
- 居住景観ネットワーク(地区幹線道路)
- 環境学習拠点



2. 土地利用の方針

豊見城市に残された自然環境や歴史的、文化的資源は、地域の環境や景観を形成する重要な資源であり、この優れた環境資源を次の世代へ継承することが私たちの責務である。このため、自然環境の保全と公共福祉の優先を基本とし、健康で文化的な生活環境の確保と市域の均衡ある発展を図るための土地利用の方針を定める。

1) 商業・業務集積地域

上田交差点周辺には、農協、豊見城郵便局、銀行支店などの行政・業務施設や商業の集積があり、また県道7号線、県道11号線、県道68号線の幹線道路が交差し、市全域から交通の利便性が良いなど豊見城市の中心的な位置にある。しかし、市民の消費行動や文化活動、交流などの要求に応えるだけの十分な機能を有していないことから、商業・業務施設や公共公益施設の立地を促すなど、都市機能を集積する地区として土地利用の高度化を図る。

豊崎地区は、観光客や県民なども含め、広域を対象とした商業・業務のサービスを行う施設を積極的に誘致し、豊見城市に新たな活力をもたらす地区としての土地利用を図る。

また、豊崎地区から国道331号までの県道東風平豊見城線周辺地域を商業・業務地区として位置付け、商業・業務施設の集積を図る。

2) 生活拠点地区

行政サービスの向上と住民の利便性の向上、地域コミュニティの醸成などを目的として地域単位の生活拠点を形成する。この拠点には公共施設をはじめ物品販売、地域交流施設など多様な施設が立地するタウンセンターとして位置付け、諸機能が展開できる土地利用を図る。

3) 工業・業務地域

既存の製造業は規模が小さく住宅地などに分散立地していることから、住環境への影響が懸念されている。住環境の保全を図り効率の良い生産活動を推進するためにも、豊崎地区以外に新に工業などを集約する地区を選定し、事業所の移転・再配置を促進する。

4) 観光・スポーツ・レクリエーション地域

那覇空港への近接性や那覇空港自動車道の整備による交通利便の良さ地域の良好な観光資源を背景に、観光振興地域指定を受けた豊崎、与根、瀬長地区を中心に観光関連施設の集積を行うとともに、市内の主要な観光施設である豊見城城址、漫湖、海軍壕公園等においても観光サービス施設の立地が可能な土地利用の展開を検討する。更に、観光ガイドやスポーツインストラクター等の人材育成に努める。

本市の観光地形成は、瀬長島や与根漁港、豊崎の総合公園を活用したブルーツーリズム、ラムサール条約に登録された漫湖を活用したエコツーリズム、豊見城市の基幹産業である農業の新たな展開として、県民及び観光客等を対象としたグリーンツーリズムなど、那覇市の近郊において自然に触れることのできる都市近郊型観光地として形成する。

5) 環境学習地域

ラムサール条約に登録された漫湖や豊崎総合公園等の優れた自然資源を保全再生し、豊見城市の自然環境について市民が学ぶことのできる場として活用できるよう整備を行うものとする。

6) 市街地

既成の市街地においては、土地区画整理事業による都市基盤の整備を推進し、良好な住環境を備えた住宅市街地を形成する。これらの住宅市街地では、新たな居住者を受け入れる地区として共同住宅の立地を許容する中低層住宅地や、良好な住環境を備えた低層戸建住宅の形成を図る。なお、公営住宅の建て替えや豊崎の一部地区においては高層住宅地の形成を図るものとする。

この他、地域住民のコミュニティーを育成し住民が安心して子育てができる住環境づくりを行うなど、子供から高齢者まで安心して住める快適な住宅地形成に努める。

市街化調整区域については、無秩序な市街化が進まないよう土地利用の規制・誘導を図るとともに、市街化の圧力の高い地区については周辺の農地と調和の取れた良好な住宅地を形成するため、地区計画等の導入を検討するなど計画的な街づくりを推進する。

7) 沿道市街地

豊見城市の幹線道路である国道 331 号や県道 7 号線、県道 11 号線、県道 68 号線の沿道では、1 階が商業・業務、2 階以上が住宅となっている下駄履き住宅が多く、1 階部は地域住民の生活利便施設や各種業務施設が入店するなど、都市活動を支える施設の立地が見られる。

これら沿道地区においては、地域住民へのサービスの向上や産業活動の活性化を促すため工業・商業・業務の立地を誘導する。なお、沿道地区においては、住宅と工業・商業・業務の混在を避けるため、交差点など利便性の高い地区は工業・商業・業務中心の土地利用を誘導するなど、沿道の土地利用ゾーニングを行い、良好な住環境の確保に努めるものとする。

8) 集落及び農住地域

伝統的な形態を残す集落は豊見城市の貴重な文化の資源である。近年の都市化、価値観の多様化、生活様式の変化の中でその姿を変えつつあるが、自然に囲まれた良好な集落の存在は農村地域として発展してきた豊見城市の地域らしさを残すものである。これらの集落については、緑豊かな自然環境と伝統的な文化や風習を備えた低層低密の戸建て住宅地として環境の維持・保全を図るものとする。このため、拝所や御嶽、宅地内緑地の維持に努め、集落のスケールにあった生活道路の整備や公益施設の適正配置などにより良好な居住環境の確保を図る。

9) 農業地域

農業は、豊見城市の基幹産業の一つであり沖縄における野菜、果樹、花卉の供給基地としても本市は重要な位置を占める。今後も都市近郊型農業、亜熱帯農業の振興を図るため、農業基盤整備や農業の近代化・施設整備事業の導入を促し農地の保全を図る。一方、市街化の圧力により農地の宅地化が進行しているが、これらの開発圧力を抑制し農業環境の維持・保全に努めるものと

する。

10) 自然緑地地域

豊見城市に残された河川、山林原野、自然海浜などの自然資源やグスク跡、御嶽などの歴史・文化資源は、都市の環境や景観を形成し地域らしさの骨格をなすとともに、住民に憩いと安らぎの場を提供している。これら自然資源を保全・活用するため、公園の整備を推進するとともに地域制緑地の指定を促す。

また、自然を活用したスポーツ・レクリエーションや環境学習の場（郷土学習、体験学習など）を設け、住民が身近に自然を感じ、楽しみ、学び自然の大切さを理解する場づくりを行う。更に、自然資源を活用した観光など新たな産業の展開が図れるよう努める。

11) 海・河川地域

瀬長島等豊見城市において僅かに残された、貴重な自然海浜を保全するとともに、饒波川の水質浄化を促し、市民の憩いの場として、また環境学習の場として活用を図るものとする。

3. 市街地形成の方向

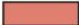









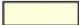



豊見城市の市街化区域は、豊見城団地を中心とした地区の指定に始まり、その後那覇市の市街地拡大とともに、那覇市に隣接する北部地区から市街地が拡大してきた。近年は、豊崎地区が市街化区域へ編入されるなど、本市の市街化区域は豊見城団地地区、既存市街地地区、豊崎新市街地地区と分散して形成されることになる。

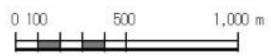
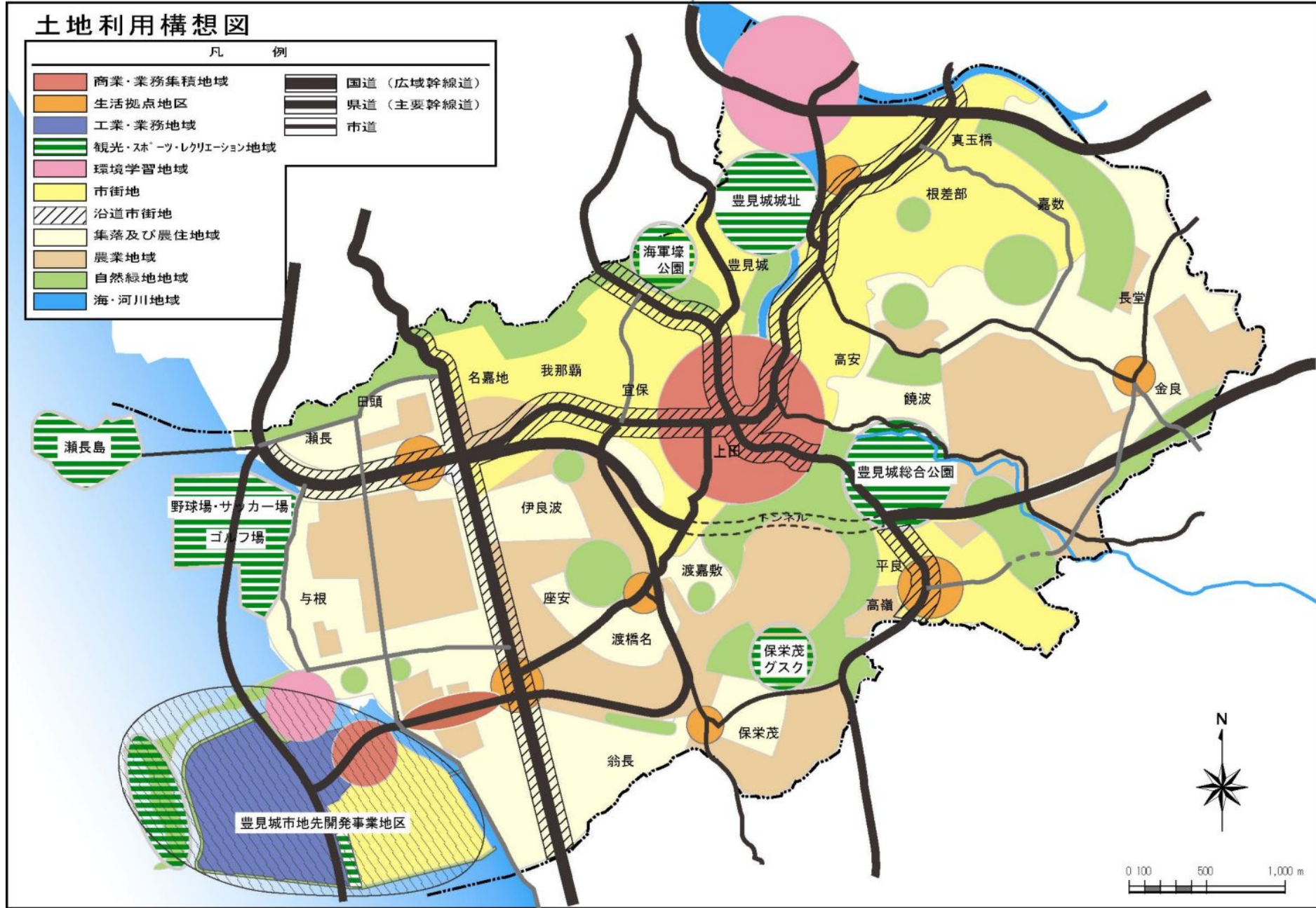
また、既に建築物が立地し沿道型の市街地を形成している国道 331 号や、那覇空港自動車道の I C 整備にともない利便性の向上が予想される国道 331 号小禄バイパス沿道、更に豊崎地区と既存市街地を結ぶ県道東風平豊見城線沿道では、適切な土地利用の誘導や計画的な街づくりが求められている。これらの地区については、地域の現況や街づくりの方向性を見据えた市街地形成を目指すものとする。

更に、既存市街地においては、現在進めている基盤整備事業を推進し、良好な市街地環境の形成を図るとともに、市街化調整区域においてはスプロール化の抑制に努め、良好な農村環境を維持し緑豊かな都市形成を図る。

土地利用構想図

凡 例

- | | | | |
|---|--------------------|---|-----------|
|  | 商業・業務集積地域 |  | 国道（広域幹線道） |
|  | 生活拠点地区 |  | 県道（主要幹線道） |
|  | 工業・業務地域 |  | 市道 |
|  | 観光・スポーツ・レクリエーション地域 | | |
|  | 環境学習地域 | | |
|  | 市街地 | | |
|  | 沿道市街地 | | |
|  | 集落及び農住地域 | | |
|  | 農業地域 | | |
|  | 自然緑地地域 | | |
|  | 海・河川地域 | | |



第4章 個別方針

1. 市街地及び住宅地の整備

(1) 中心市街地の形成

豊見城市の核として魅力ある中心市街地の形成を図るため、商業・業務施設の誘致を行うとともに、文化施設や交流・集会施設などの公共公益施設を集積し住民の要求に応えられるよう機能の強化を図る。また、これら施設の集積を活かして、人々の交流を促進し、文化や情報を発信するなど活力ある街づくりを推進するとともに、饒波川を活用した親水性の高い公園整備を行い、水と緑が溢れる市街地形成を行う。

このため、中心市街地の都市機能を支える基盤整備を行うとともに、駐車場や公共交通の整備に努め交通アクセスの利便性を強化する。また、全市的な商業の再配置計画のもと、商業・業務の中核地として魅力ある街づくりを推進するため、商店街の活性化を図る。

(2) 既存市街地の住環境整備

既存市街地において良好な住環境を形成するため、土地区画整理事業等の都市基盤の整備を推進するとともに、建築協定や地区計画の導入による街並み形成や緑化の推進など統一の取れた潤いのある住環境づくりに努める。また、住宅地内に混在する工場の移転を促すなど住環境の保全に努めるとともに、移転が困難で住環境への影響の大きい施設については緩衝帯の設置を促す。

更に、住民の生活利便性の向上を図るため公共公益施設の計画的な配置や、住宅地内への通過交通の排除、子供が安心して過ごせる防犯に強い街づくり、高齢者や障害者が安心して生活できる安全・安心の街づくりを推進する。

(3) 集落環境の保全

御嶽やカー、赤瓦、生垣・石垣などの良好な環境資源や昔ながらの住宅地形態が残されている集落地においては、公園等の整備による環境資源の保全を図るとともに、伝統的な住宅形態の継承を促し集落環境及び景観の維持・保全に努める。また、集落内の幅員の狭い道路については、生活空間として歩行者優先の道路整備を行うとともに、災害時に防災活動が可能な道路網の整備を推進する。このため、農村総合整備事業等の事業導入を図り基盤整備を推進するとともに、地区計画や建築協定の導入を促し旧集落らしい趣のある住環境の保全に努める。

(4) 市街化調整区域における計画的な住宅地形成

市街地周辺部のスプロール化が進行する地区については、周辺の優良農地との調和を保ちつつ良好な住環境を形成するため、地区計画等の導入や街づくり条例の制定等による計画的な住宅地の形成を図る。また、基盤が十分でない地区における宅地化を抑制するため、農用地の除外と街づくり計画の連携を強化し計画的な地域整備を推進する。

なお、既に市街化が相当進んでいる地区や幹線道路等の基盤整備の条件がよく今後、市街化が

加速される可能性のある地区については、計画的な市街地形成を目指すものとする。

(5) 住民主体の街づくり

住民が生活しやすい環境形成において、成熟されたコミュニティの存在は不可欠である。身の回りの道路や公園の清掃活動や地域の祭り・イベントの開催、更には子供の非行防止や空巢などの防犯監視体制において地域のコミュニティの果たす役割は大きい。

一方、急激な人口増加による都市化の進展にともない、本市においてもコミュニティの希薄化が指摘されるなど、地域コミュニティの育成が求められている。このため、地域住民の交流を促す様々な機会の提供を行うとともに、集会所や交流施設、ポケットパークなどの施設を整備し地域の人々が気軽に交流できる場づくりを行う。

2. 道路交通の整備

(1) 道路網の整備

本市と周辺地域を結ぶ幹線道路として、南北方向の豊見城系満バイパス、国道 331 号や県道 7 号線、東西方向の県道 68 号線や県道 11 号線等があるが、これらの路線は、那覇市への通勤による慢性的な交通渋滞が発生し、その迂回路として住宅地内に通過交通が流れ込んでいる。これら交通渋滞の解消と住環境の保全を図るため、将来の交通需要に対応した主要幹線道路網の整備を促進するとともに、急速な市街化にともない市街地内から発生する地区内交通を処理する地区幹線道路の整備を行うなど体系的な道路網の形成を図る。

主要幹線道路は、交通需要に対し対応できる十分な車線と歩道を確保し、住宅地への通過交通が発生しないよう配慮する。また、これらの道は多くの人々が通り豊見城市のイメージを印象づける道路であることから、街路樹などの整備を行うなど沿道景観に配慮した道路整備を行う。地区幹線道路についても、交通需要に対応した道路幅員を確保するとともに、歩道の整備を行い安心して快適に歩ける道づくりを推進する。

更に、主要な公共公益施設やスポーツ・レクリエーション施設へアクセスする道路などにサイクリングロードの整備を検討するなど、ネットワークの強化を行い施設利用の向上を図る。

①主要幹線道路

- ・那覇空港自動車道、豊見城系満バイパス、国道 331 号、国道 331 号小禄バイパス、国道 329 号漫湖バイパス、豊見城線（県道 7 号線）、県道 7 号線バイパス、豊見城中央線（県道 11 号線、県道 68 号線）

②地区幹線道路

- ・市道 32 号線、市道 35 号線、市道 39 号線、市道 40 号線、市道 41 号線、市道 33 号線、市道 23 号線、市道 25 号線、市道 24 号線、市道 10 号線、市道 3 号線、市道 6 号線、市道 8 号線、市道 239 号線、市道 256 号線、市道 284 号線、市道 2 号線、市道 27 号線、市道 257 号線、饒波川線、谷口線

(2) 生活道路の整備

住宅地内の区画道路等、その他の道路については道路空間が日常生活の一部となっていることから歩行者と車両の共存を図り、子供が安心して歩ける道づくりを行う。このため、一方通行やコミュニティ道路等の整備を行い地区内への通過交通の排除に努める。

(3) 安全な道づくり

高齢者や障害者などすべての人が安心して安全に通れる道づくりを推進する。このため、主要な公共施設へアクセスする幹線道路については、車イスでの通行が可能な歩道幅員の十分な確保や歩車道の段差の解消、点字ブロックの設置などバリアフリーの道づくりを推進する。また、これら幹線道路と合せて通学路については、児童・生徒が夜も安心して歩けるよう街灯の設置に努める。

(4) 公共交通の強化

児童・生徒や高齢者などの交通弱者に対し公共交通の強化を図る。このため、豊見城市の各地域から主要な公共施設などへアクセスできるようバス路線の充実を図るとともに、高齢者や児童が容易に乗り降りできるよう配慮したバス車両の導入を促す。また、軌道系の交通システムについても将来の需要を勘案し検討するものとする。

(5) 道路の管理

ガードレールの破損修理や道路舗装の修繕など定期的な維持・管理を行い道路環境の維持・保全に努める。また、違法駐車取締り強化や交通ルールの普及啓発を行うなど、車両や歩行者が安全に通行できるよう努める。

3. 自然、文化資源の保全活用による快適な都市環境の整備

(1) 自然環境の保全活用

豊見城市の良好な自然環境を活かし潤いのある緑豊かな都市環境を形成するため、斜面緑地や大きな河川などを活用し、都市を取り囲む水と緑の環境軸を形成する。このため、斜面緑地の風致地区指定や公園整備を行うとともに、饒波川の水質改善や水量の回復を図る。また、幹線道路の植栽による緑化を促すなど市全域を取り囲む水と緑のネットワークを形成する。なお、農地も都市環境形成に資する良好な資源であることから、遊休農地の活用を促し農地の保全に努める。

これら自然環境を住民の憩いの場やレクリエーションの場、環境学習の場として有効活用を図るため以下の整備を推進する。

- ①ラムサール条約に登録された漫湖及び豊崎の総合公園を環境学習並びに体験学習の場として整備する。このため、マングローブや湿地帯の保全を行うとともに、漫湖水鳥・湿地センターなどマングローブに集まる生物の生態観測ができる施設の充実を促す。また、環境学習や体験学習を行うためのガイドや指導員の育成に努める。

②饒波川を親水公園として整備し、人々の憩いと安らぎの場とするため、上流域の下水処理の強化による水質改善を行うとともに、河川流域において浸透性のある基盤整備を促進し、豊かな清流に触れることのできる河川へと再生する。また、住民のレクリエーション施設として河川沿いにジョギングコースを設ける。

③瀬長島については住民のスポーツ・レクリエーション拠点としての施設の充実を図るとともに、豊見城市の新たな観光地として機能強化を行う。これらの実現化に向けては、瀬長島開発基本計画に基づき自然海浜を活かしたビーチや駐車場、休憩所などを整備するとともに、観光関連施設の整備を促進する。

(2) 文化資源の保全活用

本市には、豊見城城址に代表されるように多くのグスクや拝所、御嶽、カーなどが地域に散在している。これら歴史・文化資源は地域のアイデンティティーを形成する重要な資源であることから、公園として整備するなど保全・再生に努める。また、これら資源を活かした個性ある集落環境を形成するなど、住民が地域に誇りと愛着の持てる街づくりを推進する。

更に、祭りや行事などの地域文化の継承を図り、これらを通じた地域間の交流やコミュニティの育成を促す。

(3) 公園整備と維持管理

潤いと個性ある地域づくりを推進する資源として、自然資源や歴史文化資源を活用し、地域住民の身近な憩いの場として公園の整備を推進する。これらの身近な公園整備については、計画段階から地域住民の参画を促し、住民が主体となった公園づくりを行うとともに、地域による維持管理体制の確立を促す。

また、住民の健康への関心の高まりを受け、豊見城総合公園の利用促進や瀬長島の整備推進、ジョギングコースの整備などスポーツ・レクリエーション施設の充実を図る。

このほか、墓地公園等地域の需要を把握し必要とされる公園整備を推進するとともに、地域防災計画に位置付けられた避難地としての役割が果たせられるよう管理体制の強化を図る。

4. 災害に強い街づくり

(1) 災害に強い都市基盤の整備

地震や火災、津波などの災害時において、安全に避難できる避難路や避難所の整備を行う。避難ルートとなる道路には緩衝帯となる街路樹を整備するとともに、避難所となる公園については適正な位置・規模を備えた整備を行う。また、道路や河川など都市の中のオープンスペースは延焼の防止に大きな効果をもたらすことから、延焼防止機能が十分に発揮できるよう、街路樹などの緑地帯を整備するとともに、沿道建物の耐火建築化を促進する。

(2) 災害危険地区及び建築物の解消

豊見城市には災害時の危険性が高い密集市街地は少ないものの、旧集落など道路幅員が狭く避難や消火、救助活動が困難な地区が存在している。これらの改善を図るため道路基盤の強化を行うとともに、老朽化した公営住宅などについても耐震診断などを実施し施設の改善を促す。

(3) 風水害対策

台風や大雨時の浸水や傾斜地の崩壊などの災害に対しては、これを未然に防ぐため急傾斜危険地区及びその周辺における建築の規制を行う。また、雨水の河川への短時間集中を回避するため、浸透性の高い道路舗装など都市の浸透性を高めるとともに、河川の治水機能の向上を促す。

5. 供給処理施設等

(1) 上水道

人口の増加にともなう水需要の増大に対応し、安定した上水の確保を図るとともに、限られた水資源を有効に利用するため、各家庭における節水の啓発や雨水の利用を促す。

また、公共施設や大規模な民間施設については、簡易浄化した水をトイレや庭園への散水用として利用するなど中水利用を促進する。

(2) 下水排水

下水処理については、市街地や集落地域など地域特性にあった下水処理施設の導入を図り、河川の水質改善や海浜の自然環境の保全に努める。また、下水処理計画区域内の整備率の向上を図るとともに、計画区域以外の市街化を抑制し効率的な公共基盤投資を行う。

更に、都市化に伴う雨水の集中流出に対し、浸透性の高い街づくりを進めるとともに、河川や排水路の整備を強化する。また、排水不良地区については排水路の詰まりを改善するなど維持管理の強化を行う。

(3) ごみ処理

家庭から排出されるごみの処理については、現在進めている分別回収の徹底化を図りごみの減量化や再資源化を促進するとともに、ごみ分別の細区分化を進めるなど、環境への負荷の軽減に努め、環境にやさしい街づくりを推進する。また、家電や古タイヤなどの不法投棄や放置車両の取締りを強化するとともに、住民参加による美化運動を展開するなど美しい街づくりを推進する。

(4) その他施設

広域市町村圏域で必要とされる公共公益施設については、既存施設の役割を勘案し、地域住民の合意のもと、施設整備の検討を行う。

6. 産業の振興

(1) 地域の商業核の形成

豊見城市の商業施設は、大規模スーパーの出店やコンビニエンスストアの立地により大きく変化し、地域の情報発信やコミュニティの核となっていたマチヤグラーが無くなりつつある。また、豊崎地区には広域を商圈とする多様な商業施設が立地するなど、本市の商業環境は新たな局面をむかえている。

このようななか、豊見城市全域の商業の振興を図るため、中心市街地や生活拠点、既存の大規模店舗などとの連携や機能分担を明確にし、相乗効果による商業の活性化を目指す。このため、豊見城市の核となる中心市街地において商業・業務の集積を強化するとともに、豊崎地区は広域的な商業の集積地とし、各地域においても地域サービス型の商業施設に加え公共サービス施設やコミュニティ施設などを集約し、地域住民の生活拠点の形成を促す。

このほか、既存の商店街や通り会の活性化を促すため、経営者の意識改革への取組みを行う。

(2) 農業の振興

市街化の圧力に対し農地の保全を図り、豊見城市の重要な基幹産業である農業を振興するため、豊見城農業振興地域整備計画に基づき農業用水の確保や農業基盤の強化及び近代化施設の整備を推進するとともに、新たな特産品開発につながる農産品加工による高付加価値化などを進め農業の振興を図る。

また、遊休農地の有効活用を図るため保育園児などを対象とした体験農業や定年退職者向けの市民農園として活用するなど多面的な利用を促す。

更に、豊崎地区に誘致を予定しているホテルへの食材の提供や道の駅の地域振興施設への特産品の出荷など連携が求められる。

(3) 新たな産業地区の形成

本市の産業導入の促進地区として、那覇空港への近接性や那覇空港自動車道の交通ポテンシャルを活かした豊崎地区は、企業用地を全て分譲したことから、新たな産業を誘致する地区の確保が求められる。

(4) 観光地の形成

豊崎、与根、瀬長地区は観光振興地域に指定され、今後リゾートホテル、体験施設、コンベンション施設、文化初回体験施設など多様な観光施設の整備を図り、海洋レクリエーション機能、健康・保養機能、ショッピング機能などを兼ね備えた臨空港型の観光リゾート地の形成を図る。

また、水鳥やマングローブの生態が観測できる漫湖やクジラの骨が見られる岡波島、既存の干潟を活かした環境学習型観光、農業地域として実績のある農家での体験型農業、地元の特産品であるウーシ染等の体験型観光、地域の歴史文化資源として重要な豊見城城址や海軍壕等地域資源を活用した都市近郊型の体験滞在交流型観光地として展開する。

このため、貴重な観光資源となる自然環境の保全に努めるとともに、観光地及び観光施設等へ

の道路や駐車場などの交通アクセスの整備を進める。また、情報発信や観光ガイドなどの人材発掘・育成を行うとともに、宿泊施設の誘致を積極的に促進する。

7. 福祉のまちづくり

(1) ユニバーサルデザインのまちづくり

高齢者や障害者の自立と地域参加を促すとともに、児童や生徒を含む全ての人が安心して安全に活動できるよう、沖縄県の「福祉のまちづくり条例」に基づく街づくりを推進する。これによって、道路や公園、公衆トイレをはじめ、市役所等の主な公共施設や銀行、スーパー、病院など利用頻度の高い民間施設において高齢者や障害者が安心して快適に施設を利用できるようユニバーサルデザインの考え方にに基づき、全ての人が利用しやすい施設整備を促進する。

(2) バリアフリー住宅の推進

高齢化社会の進展や介護保険制度の実施により、在宅高齢者が急増することが予想される。これらの高齢者が安心して日常生活を送れるよう、高齢者対応住宅の設計指針に基づき、幅広廊下の設置、段差の解消、手すりの設置などの住宅改修を推進する。

(3) 安心して住める地域社会の形成

少子・高齢化社会の進展にともない増加する独り暮らしの高齢者が、安心して暮すことができる地域社会を形成するため、近隣の声かけなど地域コミュニティの育成や食事サポートなど福祉ボランティア活動の支援を行う。また安心して子育てができる環境を形成するため、成熟した地域コミュニティの育成を図り地域で子供の成長を見守る環境づくりを促す。